

# 中小企業の事業承継税制の論点整理と諸問題の検討

## 新たな事業承継税制の創設を受けて

平成21年6月9日

日本公認会計士協会

### 目 次

はじめに .....	1
第一章 事業承継税制概論 .....	2
1. 事業承継税制の変遷と概要 .....	2
2. 事業承継税制の意義 .....	3
(1) 事業承継税制の社会的創設目的 .....	3
(2) 海外の事業承継に係る税制の現状と最近の動向 .....	4
(3) 事業用資産に係る相続税の減免措置の必要性和具体的内容 .....	5
3. 事業承継に係る相続法制及び税制における問題点（総論） .....	7
(1) 相続法制上の問題点 .....	7
(2) 税制上の問題点 .....	8
第二章 経営承継円滑化法の制定と非上場株式等についての相続税の納税 猶予の特例の創設 .....	9
1. 経営承継円滑化法の制定 .....	9
(1) 遺留分に関する民法の特例の創設 .....	9
(2) 支援措置 .....	10
(3) 相続税の課税についての措置 .....	10
2. 非上場株式等についての相続（贈与）税の納税猶予の特例の創設 .....	11
(1) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の概要 .....	11
(2) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の概要 .....	15
(3) 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例等の廃止及び経過措置 .....	16
第三章 事業承継税制の諸問題 .....	17
1. 非上場株式等についての相続（贈与）税の納税猶予の特例の問題点 .....	17
(1) 農地税制との比較 .....	17
(2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の問題点 .....	18
(3) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例と相続時精算課税制度 の関係 .....	21
(4) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例と相続時精算課税制度	

の關係	22
(5) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の問題点	23
(6) 経営承継円滑化法対象法人の拡充（経過措置型医療法人の問題）	24
2．取引相場のない株式の評価に係る問題点	26
(1) 非上場株式の評価	26
(2) 納税方法等	37
(3) 事業承継を巡る自己株式	39
第四章 相続税課税方式変更への試みと平成21年度税制改正の総括	40
1．遺産取得課税方式導入の検討	40
(1) 我が国相続税課税制度の変遷	40
(2) 相続税の課税方式の特色	41
(3) 相続税課税方式変更における論点	42
(4) 相続税と所得税との整合性	45
2．平成21年度税制改正の総括	46
補章 事業承継にかかわりのある税制の主な内容とその変遷	47
1．非上場の同族会社株式等に係る評価	47
(1) 評価方法の変遷	47
(2) 用語・制度の解説	55
2．個人所有の土地等に対する評価の特例	60
(1) 小規模宅地等の特例の概要	61
(2) 小規模宅地等における課税の特例	61
(3) 小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例の併用の可否	63
(4) 小規模宅地等の特例と非上場株式等についての相続税の納税猶予特例の併用	63
3．相続時精算課税制度	64
(1) 概要	64
(2) 小規模宅地等の特例と相続時精算課税適用贈与との関係	64
(3) 特定同族株式等の贈与の特例と他の減額特例との関係	65
(4) 相続時精算課税制度の活用実績	67
4．自己株式	68
(1) 会社法（旧商法）企業会計、税法における変遷	68
(2) 自己株式の高額売買・低額売買に関する税務上の課税問題	70
(3) 事業承継に係る税制上の措置	71
5．営業権	72
(1) 概要	72
(2) 評価方法の変遷	73
(3) 現行（平成20年3月改正）の評価方法	74
参考「資料編」	76

(1) 「取引相場のない株式評価」の変遷 .....	77
(2) 「小規模宅地等の相続税の特例」の変遷 .....	78
(3) 事業承継税制の全体像 .....	79
参考文献 .....	82

本研究報告で使用する法律等の略号は次のとおりである。

法：法人税      所：所得税      相：相続税      措：租税特別措置

法：当該税目に係る法律

令：当該税目に係る法律の施行令

基通：当該税目に係る法律の基本通達

1：第1条           ：第1項      一：第1号

## はじめに

現下、我が国の高齢化社会が進む中で、特に中小企業における経営者の事業承継が大きな課題となっており、平成20年から21年にかけて、法制・税制両面から大きな制度改正が行われた。

去る平成19年度の与党税制改正大綱において、「事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。」と、事業承継を支援するための枠組みを総合的に検討する旨の方針が示された。これを受けて、自由民主党経済産業部会事業承継問題検討小委員会や中小企業庁を中心として立ち上げられた事業承継協議会において、中小企業の事業承継を巡る法制及び税制面での、対処すべき諸問題及び対応策が集中的に議論された。その成果として、平成19年6月に、自由民主党経済産業部会事業承継問題検討小委員会から「中小企業の事業承継円滑化に向けた提言(中間とりまとめ)」(以下「自民党提言」という。)が、また事業承継協議会からは「相続関連事業承継法制等検討委員会中間報告」(以下「事業承継法制中間報告」という。)及び「事業承継税制検討委員会中間報告」(以下「事業承継税制中間報告」という。)が公表された。

その結果、法制面では平成20年10月1日を施行日とする「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下「経営承継円滑化法」という。)が平成20年5月9日に成立し、税制面では財産評価基本通達の一部改正(平成20年3月14日付)により、営業権の評価と取引相場のない株式等の評価に関する改正が行われ、平成21年度の税制改正で新たな事業承継税制として「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予の特例」が創設された。

また、この納税猶予制度の導入を契機に、相続税の課税方式を現行の法定相続分課税方式からいわゆる遺産取得課税方式に改めるとともに、「格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。」(平成20年度税制改正の要綱)と課税ベースの見直しも予定されていたが、平成21年度改正ではこれらの変更は見送られた。

本研究報告では、このような最近の事業承継の円滑化に向けた取組みを踏まえ、新たに設けられた事業承継税制と、非上場株式の評価方法その他の事業承継にかかわりのある現行税制について、その変遷と併せ現時点における諸問題を整理検討することとした。

規定・手続の詳細な解説や事業承継対策ツールを提供するものではないが、事業承継に係る諸制度の歩みを俯瞰し、今後の事業承継税制の在り方を考える際の一助としていただければ幸いである。

## 第一章 事業承継税制概論

### 1. 事業承継税制の変遷と概要

明治38年に施行された我が国の相続税の課税方式は、遺産の総額に対して課税する遺産課税方式であった。その後、昭和25年、シャウプ勧告により遺産取得者の担税力に応じた公平な課税を行い、遺産分割を促進し富の過度集中を抑制するため、遺産課税方式から、相続人が相続により取得した財産に課税される遺産取得課税方式に改められた。

昭和33年には、現行の課税方式である法定相続分課税方式による遺産取得課税方式に改正され、遺産取得課税方式の原則は維持しつつ、相続税の総額を遺産の総額と法定相続人の数及びその法定相続分という客観的計数により決定することとなった。この改正は、税務執行上仮装分割が多発し公平性を保てなくなったことと共に、實際上分割困難な資産である農業用及び中小企業用の事業用資産に対する相続税が、相対的に高くなることへの対応がその理由とされている。その意味では、この我が国独特の課税方式への変更そのものが、事業承継に配慮した税制といえる。

また、昭和50年に個人所有の土地等に対する課税価格の減額特例として、居住用宅地と共に事業用宅地に係る小規模宅地等の課税価格の特例が創設され、その後幾度かの拡充を経て今日に至っている。

平成14年には小規模宅地等の課税価格の特例との選択適用という形で、非上場の特定同族会社株式に係る課税価格の減額特例(特定事業用資産の課税価格の計算特例)も創設された。この特定事業用資産の課税価格の計算特例も平成16年には、対象となる特定同族会社株式等の価額の上限が当初の3億円から10億円に引き上げられ、最高減額金額が3,000万円から1億円となる改正がなされている。ただし、本特例は平成21年度の税制改正の中で、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予特例にバトンを渡し、所要の経過措置を講じた上で廃止された。

また、平成15年度の改正では贈与税の課税制度として相続時精算課税制度が創設された。この制度は相続税と贈与税の一体課税を図るもので、事業承継税制そのものではないが、事業用財産の生前贈与を促進するには有用な選択肢となり得るものである。その後平成19年度の改正では、贈与者の年齢制限の緩和と特別控除額が500万円上乘せできる、相続時精算課税制度の特定同族株式等の贈与の特例が創設された。

そして今般平成21年度の改正では、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予の特例が創設された。これは今後の事業承継に大きな影響を及ぼす税制改正といえる。平成19年度の与党税制改正大綱で「中小企業の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平

性に留意して、相続・贈与税制全体のあり方とともに、幅広く検討する。」とされていたが、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例は、土地(一定条件下で80%減額)に比べて減額幅が低い非上場株式(一定条件下で10%減額)に対する、円滑な承継と課税の公平性に共に留意した税制の現時点での一つの結論であるという事になる。

## 2. 事業承継税制の意義

### (1) 事業承継税制の社会的創設目的

平成19年6月に公表された自民党提言では、「事業承継者の相続税負担の問題は、現経営者が廃業を検討する要因となるのみならず、会社からのキャッシュ流出、事業拡大の抑制や利益圧縮等の要因となっており、その減免によって、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図ることが極めて重要である。また、近年、欧米では事業承継が政策税制として強化され、アジアでは相続税自体存在しない国も多い中、広義のグローバル競争に晒されている中小企業の事業継続・発展によって技術継承や競争力確保を図るといった観点も重要である。」と、事業承継税制拡充の目的が掲げられている。

また、「事業用宅地に係る減額措置は、特に都市部を中心に引き続き重要であるが、今般の検討に当たっては、非上場株式に係る相続税の減免措置の抜本拡充を中心に検討する。」と、自社株に焦点を当てた改正となった。

事業承継税制の拡充という国際的な潮流と共に、自社株評価の増加による過重な相続税負担の予見により、株式の分散、事業拡大の抑制、利益圧縮などの相続税対策を講ずることで生じる機会損失という弊害の是正がその趣旨にあり、この点は事業承継税制中間報告においても、事業承継税制の必要性の重要な観点として述べられているところである。

一方で、「事業承継のための相続税軽減については、オーナー経営や同族経営が非効率な経営をもたらす可能性を考慮すれば、我が国経済の構造改革の見地からも望ましくないものと考えられる。」とする意見もある<sup>1</sup>。

いずれにしても、事業承継税制を親族内承継者への相続・贈与における優遇税制と捉えれば、課税の公平性とどのように調和させるかが課題となる。

政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)では、次のように事業承継税制の在り方を示している。

「中小企業の事業承継においては、事業の将来性に対する不安や後継者不足などの問題が生じているが、これに関連して、相続税負担についても、雇用確保や経済

---

<sup>1</sup> 国枝繁樹稿「相続税・贈与税の理論」(財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成14年10月)

活力の維持の観点から一層の配慮が必要であるとの意見がある。他方、事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続(世襲)による事業承継を支援することの必要性の観点から、十分な吟味が必要であるとの指摘もある。また、同族会社を遺産として残すものは、平均的に見れば、相続税の課税対象者の中でも富裕層に属していることにも留意する必要がある。加えて、事業承継における相続税負担の影響等に関する実態の分析も必要である。こうした点も踏まえれば、事業承継税制については、課税の公平性等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある。現行の各種特例を拡充する事に関する前述の問題点にも留意しつつ、相続税制全体の見直しの中でさらに検討を進めることが必要である。」

今般の経営承継円滑化法の制定に当たり、中小企業庁ペンクラブとの懇談会において、同法は数十年來の要望や要求等の果実であるとした上で、中小企業庁の長谷川榮一長官による次のような談話がある<sup>2</sup>。

「この法律は、中小企業の税負担の減少が目的ではなく、中小企業の経営が人の生涯よりも長く続くことで、地域の活性化や雇用の受け皿に繋がることを目的としている。また、実際の使いやすさを把握するため、承継問題を抱える企業はこの法律を試してほしい。」

## (2) 海外の事業承継に係る税制の現状と最近の動向

欧米諸国では総じて雇用の確保や経済成長の維持・発展の観点から、各国において事業承継税制の拡充が図られている。事業承継税制中間報告では、以下のとおり紹介されている。

### ・ フランス

雇用創出及び競争力強化の観点から、2000年に創設された事業用資産に係る相続税の軽減措置は、2001年に要件緩和が行われた上で、当初50%であった軽減割合が、2005年には75%に拡大された。

### ・ ドイツ

1994年に創設された事業用資産に係る相続税の軽減措置は、当初軽減割合は25%であったが、現状では22.5万ユーロを控除後残額について35%軽減されている。さらに生産的資産に係る相続税について、10年間の事業承継で100%減を行う措置法案を国会に提出している。

### ・ イギリス

1976年に創設された事業用資産に係る相続税の軽減措置は途中大幅に拡充され、現状では、非上場会社の株式や個人事業主の事業用土地については100%減

---

<sup>2</sup> 週刊税務通信 (No. 3035) より

となっている。

- ・ アメリカ

事業用資産について130万ドルまでは非課税となる。ただし、2001年に決定された相続税（連邦遺産税）の段階的廃止により、現状では拡大された相続税の控除額が事業用資産に係る非課税措置の水準を上回っていることから、非課税措置自体の実質減税効果はなくなっている。

また、これらの欧米主要国における事業承継税制においては、イギリスを除き承継者の事業継続要件が整備されているところであり、今後我が国においてその事業継続期間や担保方法を参考にすべきとの指摘がなされている。

### (3) 事業用資産に係る相続税の減免措置の必要性和具体的内容

事業承継税制中間報告では、中小企業の事業承継円滑化の観点から、税制措置として現行措置を抜本的に拡充して事業承継者の事業用資産に係る相続税負担の減免措置が必要とし、そもそもなぜ事業用資産に係る相続税の減免措置が必要なのか（趣旨・目的）、どのような対象に対して措置を講ずべきか（対象）、事業継続要件はどのように設定すべきか（事業継続要件）、具体的な特例措置スキームについてどう考えるべきか（特例措置スキーム）について検討されている。

#### 趣旨・目的

事業承継時の相続税負担を減免することにより機会損失、キャッシュの流出を防ぎ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図っていくことが極めて重要である。また近年、欧米では事業承継税制が政策税制として強化され、アジアでは相続税自体存在しない国も多い中、国際的なイコールフットイングを確保することにより、広義のグローバル競争に晒されている中小企業の事業継続を通じた技術継承や競争力確保を図ることも重要であるとしている。

他方、事業承継税制の影響を直接受けない多数の者にも受け入れられるようにするために、今後特に政策当局において、関係者・実務家の協力の下、相続税負担の減免措置の社会経済的効果の具体的分析を進め、その必要性の明確な実証が期待されるとしている。

#### 対象

欧米主要国とは異なり、我が国においては、個人形態の事業用資産の代表例である事業用宅地に係る減額制度と、法人形態で事業を行う場合の事業用資産である特定の非上場株式に係る減額制度が別個に存在し、その減額の程度や条件についても異なったものとなっているが、の趣旨を重視するならば、個人形態と法人形態の事業用資産について不均衡を設けるべきではなく、欧米主要国と同様両者に対する減免措置の条件等について均衡を図っていくべきであるとしている。

また、事業に無関係な投資目的会社や財産管理会社の株式は、税負担減額措置

の対象として適当でないことから、除外する方向で検討すべきであるとしている。

さらに、減額特例に対する限定についても、上限の設定は事業発展のディスインセンティブ機能になり得るとの批判もあり、今後中小企業の定義や1企業当たりの上限設定活用など、幅広く検討していくべきとの意見が出されたことも紹介されている。

#### 事業継続要件

事業承継者に係る事業要件の設定が不可欠であり、形式要件としては非上場株式を想定した場合は、当該株式の保有継続と、当該会社における経営従事が挙げられる。このほかに雇用確保に係る要件も当然加えるべきとの意見もあったが、他方、承継後の事業構造転換への制約等にもなりかねないため、これについては今後引き続き検討する事項としている。

また、継続期間については5年程度を目安に検討すべきであり、事業継続要件の担保方法については、要件を証する書類を毎年主務大臣又は税務署に提出することを義務付けることを検討すべきであるとしている。

#### 特例措置スキーム

事業用資産に係る租税負担の減免措置を実現するための特例措置スキームについては、事業用資産に係る納税猶予制度と事業用資産の課税価格の大幅減額制度の双方が考えられる。その上で、事業承継者の承継後の納税負担が、事業の継続・発展のために有意に減免されることを重視してスキームを検討すべきであるとしている。

納税猶予制度を構築する場合には、既存制度である農地の納税猶予制度との対比が不可避であり、過度の長期間継続要件の弊害等を考慮すれば、既に特定事業用宅地で実現している80%以上の減免を前提に、事業用資産の大幅減額制度を中心に検討すべきであるとしている。なお、その際には、要件未達の場合の納税義務の具体的な在り方や、具体的な制度構築方法として、現行の減額特例の拡充や既存特例の整理を前提に、新たに事業用資産全体に係る特例制度の構築が考えられるところ、いずれの方法が望ましいか等について、さらに検討を深めていくことが必要であるとしている。

また、事業の継続・発展を図る観点からは、親族内承継者への相続による承継のみを特別に優遇すべきでないことから、制度の詳細設計に当たっては、親族外への承継、贈与や信託等の相続以外の手段による承継についても適切な考慮を行うべきとしている。

### 3．事業承継に係る相続法制及び税制における問題点（総論）

#### (1) 相続法制上の問題点

##### 相続の意義

我が国の民法上、相続の根拠については、個人の意思により私有財産の分配を行う考え方と、家族相続による被相続人死亡後の生活保障とする考え方とがあるようである。法定相続については、「無遺言相続」であって、「被相続人の意思の合理的な推定」であると考え、後者は、「家族相続」であって、「有限家族の家族成員の生活保障」であると考えられている<sup>3</sup>。

##### 民法上の遺留分制度による制約（事業承継法制中間報告より）

事業承継法制中間報告によると、民法で定める相続制度の事業承継上の問題点について、ア．遺留分、イ．生前贈与された財産に対する遺留分減殺請求権の行使の二つに絞って議論し、検討されている。

##### ア．遺留分

我が国の中小企業のオーナー経営者が保有する個人資産については、個人資産のうち、自社株式を始めとする事業用財産の占める割合が高いことが中小企業庁の実施したアンケート調査結果から明らかになった<sup>4</sup>。オーナー経営者から後継者への円滑な事業承継を求める場合、自社株等の事業財産を後継者である相続人に集中させなければならない。そのために、遺贈、生前贈与、死因贈与等の方法を活用しているようである。

ところが、民法においては、相続人間の合理的な公平、相続人の生活保障等に重点が置かれ、後継者一人に財産を集中させるような、他の相続人の遺留分を侵害した分割は、遺留分減殺請求の対象となり、円滑な事業承継を目指す行動と相反することとなり、相続紛争が発生してしまうおそれが強い。

しかしながら、現在の経済情勢においては、中小企業者の技術力、雇用の確保等が、我が国の経済の基本にあり、経済の活性化に資することから、円滑な事業承継を望む声は大きい。

##### イ．生前贈与された財産に対する遺留分減殺請求権の行使

生前贈与された財産に対し、遺留分減殺請求権が行使された場合には、遺留分減殺請求の対象となる遺留分算定基礎財産の中に、生前贈与された財産の持戻しが行われることとなる。このとき、持戻し計算が行われる財産の評価額は、贈与時の時価ではなく、相続開始時の時価となる。

そのため、例えば、株式をオーナー経営者から後継者に生前贈与した場合で、贈与時の株価に比べて相続開始時の株価が高いときには、贈与を受けた後の後

<sup>3</sup> 島津一郎、松川正毅編「基本法コンメンタール 第五版 相続」日本評論社

<sup>4</sup> 中小企業庁「中小企業の事業承継の実態に関するアンケート調査」（平成 18 年 10 月）

継者の尽力によって株式の価値を高めたといえることができる。しかしながら、遺留分算定基礎財産に算入される生前贈与された株式の評価額は、後継者の貢献による資産価値の増分の影響を一切考慮せずに、相続開始時の時価によることとなる。

したがって、生前贈与を受けた後継者に、承継された事業に対するインセンティブが失われ、株式の価値の増加を積極的に図らない可能性があり、経済活性化につながらなくなるおそれがある。

## (2) 税制上の問題点

### 事業承継税制中間報告に示された問題点

事業承継税制中間報告において、次のような問題点が指摘されている。

#### ア．事業用資産の移転に係る税制

相続による事業用資産の移転に対する相続税の負担が大きく、事業の承継の円滑化に支障を来すような事業承継時の直接的な制約の問題だけではなく、事業用資産の主たる資産である株式について、現行制度下で生じている株価上昇に伴う相続税負担の増加を回避するために株価を引き下げるべく、株式の分散、事業拡大の抑制、利益の圧縮等の機会損失の発生が非常に問題である。

また、海外の事業承継税制の最近の動向を見ると、各国で雇用の確保、経済成長の維持・発展の観点から事業承継税制の拡充が図られている。このため、我が国の国際競争力の維持・拡充を図る観点も、併せて重要である。

#### イ．非上場株式の評価

財産評価基本通達における非上場株式の評価について、( )類似業種比準方式について、( )純資産価額方式について、( )その他とそれぞれの評価方式について問題点を挙げて議論されている。純資産価額方式においては、営業権の評価、引当金、準備金の負債計上、法人税等相当額の控除について問題としている。その他では、配当還元方式による評価の問題点、非上場株式の評価への収益基準概念の導入について、また同族関係者の範囲について議論されている。

#### ウ．納税の円滑化

納税資金の捻出のための非上場株式の譲渡に対する課税の問題、物納に関する問題について議論されている。

#### 現行の事業承継税制の問題点について

事業承継税制中間報告において議論された内容も含め、次のような問題点が指摘できる。

#### ア．非上場株式の評価

##### (ア) 非上場株式の評価の困難性

- (イ) 相続税における評価方法と所得税等における評価方法の差異
- (ウ) 同族関係者の範囲と評価方式の制約
- (I) 類似業種比準方式の問題点
- (オ) 配当還元方式の問題点
- (カ) 負債性引当金の計上
- (キ) 法人税等相当額の控除
- (ク) 組織再編と株式評価
- (ケ) 営業権の評価
- イ．納税方法等
  - (ア) 納税資金確保のための非上場株式譲渡時の課税について
  - (イ) 物納について
- ウ．事業承継を巡る自己株式

## 第二章 経営承継円滑化法の制定と非上場株式等についての相続

### 税の納税猶予の特例の創設

#### 1．経営承継円滑化法の制定

自由民主党経済産業部会事業承継問題検討小委員会や事業承継協議会相続関連事業承継法制等検討委員会での議論を踏まえ、経営承継円滑化法が制定され、平成20年10月1日から施行（民法特例部分は平成21年3月1日施行）された。

今回制定された経営承継円滑化法の目的は、「遺留分に関し民法の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することとする事」（法律案要綱総則1目的）にある。内容は、おおむね自民党提言に沿っての立法化となっており、相続法、支援措置、事業承継税制、の三つの内容から成る。概要は次のとおりである。

##### (1) 遺留分に関する民法の特例の創設

後継者への事業用資産集中の制約要因解消のため、民法の特例として遺留分の放棄を簡素化する事業承継契約スキームという制度の創設とともに、生前贈与株式の遺留分算定に合算する評価額を相続開始時ではなく、贈与時で固定できる制度が創設された。すなわち、一定の要件を満たす中小企業者の後継者が、先代経営者の遺留分権利者全員と合意を行い、所要の手続（経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の遺留分に関する民法の特例の適用を受けること

ができる。

#### 除外合意

後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことが可能となる。

#### 固定合意

遺留分放棄はしないまでも、後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時点における価額とすることが可能となる。この価額（合意時における「相当な価額」）については、弁護士、公認会計士、又は税理士による評価額の証明が必要になる。

前者は相続開始前に合意の内容を確定し後の紛争を防止する観点から有効な方策であり、早期の事業承継対策を促進する上でも効果的である。また、後者は特に価値が変動する自社株式について、後継者の貢献等による株式価値の上昇分を後継者が保持できる効果がある。

なお、民法特例における「固定合意」を行う際の合意時における「相当な価額」の内容については、平成21年2月に中小企業庁から公表された「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」に記述されている。

### (2) 支援措置

代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に何らかの支障が生じていると認められる中小企業者が、経済産業大臣の認定を受けた場合において、以下の支援措置を講ずる。

当該中小企業者の資金の借入れに関し、中小企業信用保険法に規定する普通保険等を別枠化する。

当該中小企業者の代表者に対して、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が必要な資金を貸し付けることを可能とする。

### (3) 相続税の課税についての措置

政府が、平成20年度中に経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じることを防止するための相続税の課税について必要な措置を講ずるものとする旨を規定している。

また、附則第3条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と、今後の運用状況を法改正に反映する旨定めている。

また、経営承継円滑化法の政省令も制定されている。経営承継円滑化法施行令では、本法の対象となる中小企業者の範囲について、中小企業基本法における中小企業者の範囲（一部業種の資本金及び従業員基準）が一部拡大されている。経営承継円滑化法施行規則では、省令で定めるとされた 民法特例が適用できる特例中小企業者を3年以上の事業継続を行っているものと定めるほか、民法特例適用を受ける際の経済産業大臣の確認申請手続、事業承継税制（非上場株式の納税猶予制度）の適用を含む支援措置を受けるための経済産業大臣の認定に関する事項、金融支援や指導及び助言支援の対象等を規定した。この中で、大臣認定の対象外となる「資産保有型会社」や「資産運用型会社」の定義もなされている。

平成20年9月には、経営承継円滑化法に基づく認定等の申請のための「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル」が、中小企業庁から公表されている。制度の詳細な説明がなされているので参考にされたい。

その他、中小企業庁からは事業承継の円滑化に関連して、平成20年9月1日付けで「信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会における中間整理」が公表されている。

## 2．非上場株式等についての相続（贈与）税の納税猶予の特例の創設

### (1) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の概要

平成21年度の税制改正において、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例が創設され、経済産業大臣から事業承継計画の確認を受けた経営承継相続人が取得する非上場中小企業の株式等に関して、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されることとなった。この制度の適用は、経営承継円滑化法の施行日（平成20年10月1日）以後の相続等に遡って行われる。

また、この新しい事業承継税制の制度化に併せて、相続税の課税方式を純粋な遺産取得課税方式に改める試みはとりあえず見送られ、平成23年度に向けての税制の抜本的改革の中で、相続税の課税ベース、税率構造等の見直し、負担の適正化が改めて検討されることになる<sup>5</sup>。

#### 経営承継相続人

経営承継円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者を、経営承継相続人という。

また、会社を営んでいた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（経営承継相続人

<sup>5</sup> 「所得税法等の一部を改正する法律」附則第104条第3項第五号参照

を除く。)の中で筆頭株主であったことを要する。

具体的には、租税特別措置法第70条の7の2第2項第三号に定義されている。  
猶予税額の計算・免除・納付<sup>6</sup>

ア.納税猶予の対象となる株式等のみを相続するとして計算した場合の相続税額から、その株式等の評価額を20%相当額に減額した株式等のみを相続するとした場合の相続税額を控除した額を猶予税額とする。

ただし、納税猶予の対象となる株式数には上限が定められており、相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、発行済議決権株式等の総数<sup>7</sup>の3分の2に達するまでの部分が対象になる。

イ.その経営承継相続人が、納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、猶予税額が免除される。

ウ.その経営承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等により、経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全額を納付する。

エ.上記ウの期間経過後(申告期限から5年経過後)において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。

オ.上記ウ又はエにより、猶予税額の全額又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。

カ.この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならない。

キ.個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置が講じられる。

ク.経営承継円滑化法の施行日以後に開始した相続等から適用を可能とする措置  
その他所要の措置が講じられる。また、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続に係る被相続人の遺産に非上場会社の株式等が含まれており、かつ、当該被相続人が当該非上場会社の代表者であった場合には、当該被相続人に係る相続税の申告書の提出期限が平成22年2月1日まで延長される。

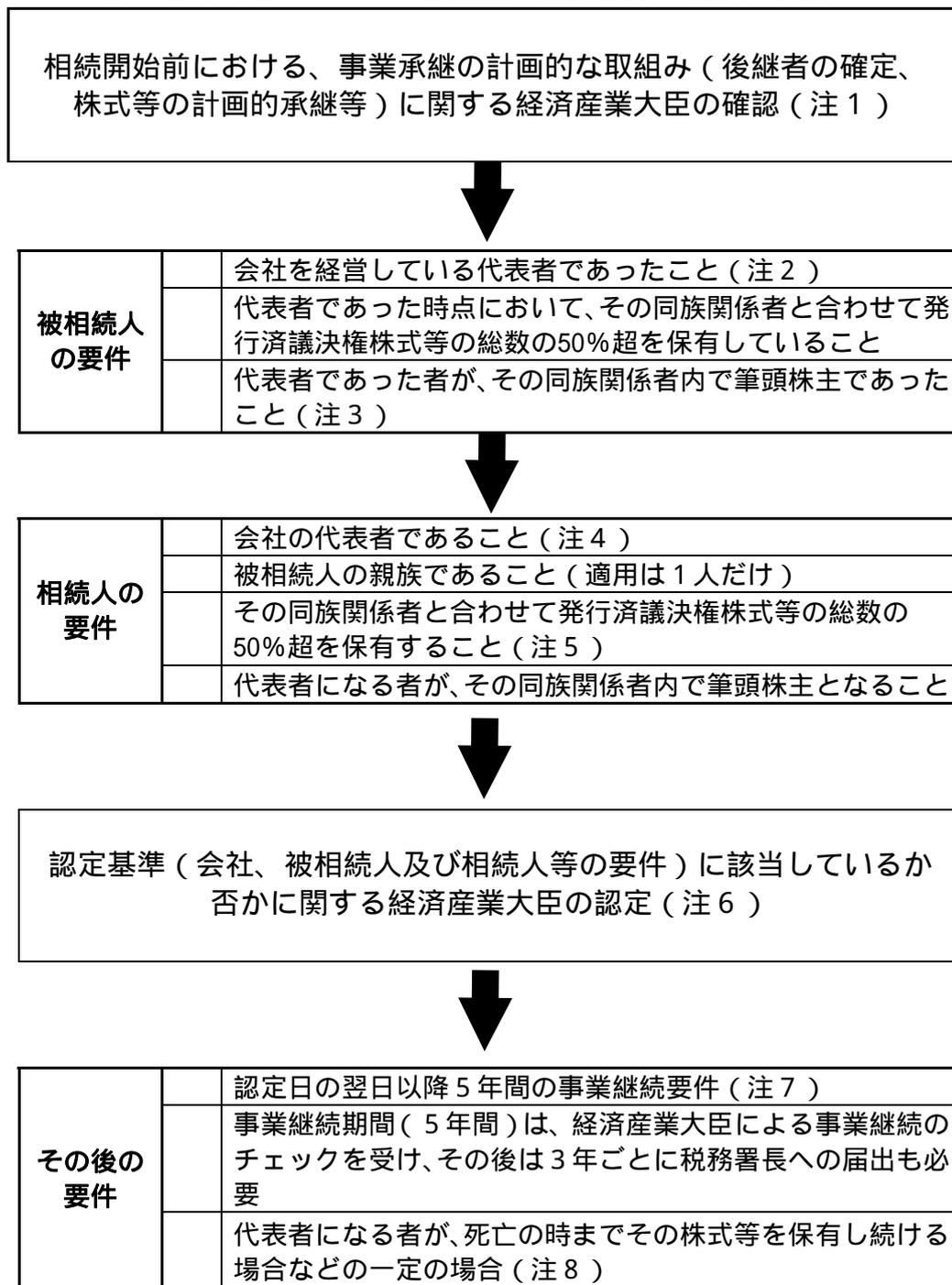
ケ.現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、平成21年3月31日をもって廃止される。

<sup>6</sup> 「平成20年度税制改正の要綱」参照

<sup>7</sup> 租税特別措置法では、「発行済株式又は出資(議決権の制限のない株式等に限る。)の総額又は総額」と規定(措法70の7の2)しているが、本研究報告ではこれを「発行済議決権株式等の総数」と表記する。

この納税猶予制度を適用するには、具体的には以下の要件を満たすことが必要となる。

### 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の要件



相続等により取得した議決権株式等に係る課税価格の80%に  
対応する相続税額を納税猶予（注9）

（相続開始前から既に所有していた議決権株式等を含めて、  
その会社の発行済議決権株式等の総数の3分の2を限度）

（注1）経済産業大臣の認定を受ける前提としての大蔵大臣確認が不要なケース

(イ) 被相続人（先代経営者）が60歳未満で死亡した場合

(ロ) 相続人（後継者）が、被相続人の死亡の直前において役員であり、かつ、その時点において有していた議決権株式等と、公正証書遺言により取得した議決権株式等とを合算すると、発行済議決権株式等の総数の過半数である場合

(ハ) 施行直後（平成20年10月1日から平成22年3月31日）の間に、相続が発生した場合

ただし(ハ)の場合、下記条件のいずれかに合致することが、経済産業大臣認定の要件となる。

- ・ 相続人が先代経営者（被相続人）の死亡の前に役員に就任していたこと
- ・ 相続人が先代経営者の死亡の前に、自社株式等又は事業用資産等の贈与を受けていたこと
- ・ 上記のほか、実質的に計画的承継にかかわる取組みを行っていたと認められること（例：公正証書遺言により、相続人が自社株式を取得した場合）

なお、上記期間に限り、「新たに特定後継者となることが見込まれる者」についても、宥恕規定が設けられている（経営承継円滑化法施行規則附則第2条第2項）。

（注2）代表者であったことがあればよく、相続開始直前において代表者である必要はない。

（注3）筆頭株主要件は、代表者要件と異なり相続開始直前についても要件を満たす必要がある。なお、筆頭株主要件における同族関係者からは後継者を除く。

（注4）単独の代表者である必要はないが、定款その他で代表権が制限されていないことが必要。

（注5）同族関係者の中では筆頭株主であることを要件としているが、単独で過半数の議決権までは要求していない。

（注6）中小企業基本法の中小企業であること（一部業種について政令で拡大）、非上場会社であること、資産管理法人（資産保有型会社、資産運用型会社）ではないこと等に該当することが必要。

（注7）5年間代表者であること、雇用の8割以上維持すること、同族関係者と合わせた発行済議決権株式等の総数の50%超を保有を継続すること、相続した対象株式等を継続保有すること、その他経営承継円滑化法施行規則第9条に定める認定取消し要件に該当しないこと。

(注8) 5年経過後以降において納税猶予が取り消される事由としては、納税猶予対象株式等(特例非上場株式等)の譲渡又は贈与のほか、会社(認定承継会社)が、解散した場合、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち、政令で定めるものに該当した場合、事業年度における総収入額がゼロになった場合、その他一定の場合がある。(注7)の認定取消し要件のうち、雇用要件や議決権の50%超の保有要件が欠けても納税猶予の取消し事由とはならない。

(注9) 納税猶予税額は、経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変とした上で、経営承継相続人が、通常の課税価格による特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額と、課税価格を20%に減額した特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額の差額となる。相続前からの保有株も含めて相続取得後の状態で、発行済議決権株式等の総数の3分の2に達するまでという条件があるので、算式としては下記のとおりとなる。

(算式)

$$\text{納税猶予額} = (イ) - (ロ)$$

(イ) 通常の課税価格による特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額(対象となる株式等は発行済議決権株式等の総数の3分の2までの部分)

(ロ) (イ)の株式等の課税価格を20%に減額した特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額

この算式によれば、経営承継相続人以外の相続人の相続税額に影響は与えない。

## (2) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の概要

認定中小企業者(認定贈与承継会社)の代表者であった者の後継者として経済産業大臣の確認を受けた者(経営承継受贈者)が、その代表者であった者から贈与によりその保有株式等の全部(贈与前から既にその後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの部分を上限とする。以下「特例受贈非上場株式等」という。)を一括して取得した場合には、その贈与者の死亡の日まで、特例受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税(暦年課税による税額)の全額の納税が猶予される。

贈与のときに旧代表者は役員を退任していること、後継者は旧代表者の親族であり、20歳以上でかつ役員就任から3年以上経過している必要がある。その他、相続税の納税猶予とほぼ同様の要件(参考「資料編」(3)を参照)が必要となる。

納税猶予の取消し事由、猶予税額の免除事由及び免除額等についても、相続税の納税猶予とほぼ同様である。

贈与者の死亡時には、引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予が適用できる。

相続税の計算は贈与時の時価によりなされるため、贈与後の株価の評価増減額は相続税額に反映されない。

### (3) 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例等の廃止及び経過措置

平成21年度税制改正では、従前の特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例（以下「10%減額特例」という。）等の取扱いが、次のとおり整理された。

10%減額特例（旧措法69の5）は、平成21年3月31日をもって廃止された。

なお、平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択適用して贈与を受けた株式等については、経過措置が設けられた。

ア．10%減額特例の適用要件を満たしている場合には、相続時に10%減額特例を適用できる。

イ．後継者が平成22年3月31日（同日までに相続税の申告期限が到来する場合はその期限）までに、相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした場合には、その後継者については所要の要件を満たした場合に、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予が適用できる。

特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例（旧措法70の3の3）及び500万円の追加特別控除の特例（旧措法70の3の4）も、上記イと同様の経過措置を講じた上廃止された。

なお、過去に あるいは の特例を適用している場合に、これらの経過措置により将来非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があるが、その要件の一つに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予に関する届出書」を平成22年3月31日までに税務署に提出する必要がある。期限を過ぎると、特定贈与者の死亡に係る相続税の申告に当たり、過去に相続により取得した株式又は出資だけでなく、相続又は遺贈により取得した同一会社の株式又は出資についても、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用ができなくなる。したがって、将来納税猶予の特例を受ける可能性がある場合には提出しておかなければならない。ちなみにこの届出書を提出した場合でも、特定贈与者の死亡に係る相続税の計算において、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けないことを選択することもできる<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 国税庁「過去に贈与により取得した株式等についての相続税の納税猶予の適用について」、「過去に贈与により取得した株式等について非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための要件（概要）」

### 第三章 事業承継税制の諸問題

#### 1. 非上場株式等についての相続（贈与）税の納税猶予の特例の問題点

##### (1) 農地税制との比較

農地等の納税猶予の特例は、農地等の価額の内農業投資価格（耕作地等として通常成立すると認められる価格）を上回る部分に対応する相続税について、納税を猶予し、その農業相続人の死亡のほか、農業後継者への農地等の生前一括贈与や20年間の農業継続により、納税が免除される制度である。

平成21年度税制改正では、市街化区域外の農地について、農業経営基盤強化促進法による農地の貸付け、譲渡に対する相続税の納税猶予要件の緩和、20年間の営農継続により猶予税額が免除される措置の制限、また市街化区域内外の農地等について、農業相続人の身体障害、疾病等による特例農地の貸付けの場合の納税猶予の継続、納税猶予の取消し事由となる「耕作の放棄」について該当要件の見直しを行う等の改正が行われた。

非上場株式等の相続税の納税猶予の特例を、農地の相続税の納税猶予の特例と比較すると、次のような相違がみられる。

##### 猶予税額

非上場株式等の納税猶予の特例では課税価格の80%までであり、宅地並み評価部分に対する税額の100%が猶予される農地の納税猶予の特例は一般的に猶予される割合が高い。

##### 事業の従事度合いなど

非上場株式等の納税猶予の特例では、対象者は会社の代表者となり、かつ筆頭株主となることなど、経営責任を負う者でなければならないが、農地の納税猶予の特例の場合は、普段は会社員である兼業農家（いわゆる週末農家）にも適用があり、また、生産物を自家消費に充てていた場合でも適用され、雇用を含め事業継続要件が厳密に要求される非上場株式等の納税猶予の特例に比し、緩やかなものといえる。

一方で、非上場株式等の納税猶予の特例は5年間の事業継続が要求されるが、その後は株式等の保有継続は必要なものの、代表者要件、従業員雇用確保要件は緩和されており、業態変更も可能である。

農地の納税猶予の特例の場合は、「営農継続」が必要とされ、特例農地等の面積の20%を超えて任意に譲渡した場合は納税猶予額の全額が猶予打切りとなる等、長期的な事業継続要件の観点からは、農地の納税猶予の特例の方が拘束の厳しい面もある。

(2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の問題点

事業承継税制構築の背景として、事業承継税制中間報告では次の視点が示されていた。

- ・ 経営者が想定する後継者は子息・子女が全体の約73%と依然として多い。
- ・ 事業用資産のうち土地と株式が大宗を占め、相続税課税対象財産に占める比率で、株式の比率が相当高い。
- ・ 事業承継税制の国際的なイコールフットイングを確保することで、グローバル競争に晒されている中小企業の国際競争力確保を図ることが重要である。
- ・ 個人形態の事業用宅地減額制度と法人形態の事業用資産である特定の非上場株式に係る減額制度について、不均衡を設けるべきでなく、減免措置の条件等について均衡を図っていくべきである。
- ・ 事業承継の特例措置スキームとして、納税猶予の既存制度である農地の納税猶予制度との対比が不可避であり、既に特定事業用宅地で実現している80%以上の減免を前提に、事業用資産の大幅減額制度を中心に検討すべきである。
- ・ 事業の継続・発展を図る観点から、親族外への承継についても適切な配慮が必要である。

事業承継の効果をより高める視点から

- ア．対象が基本的に中小企業基本法上の「中小企業者」に限定されているが、雇用確保と技術の承継を目的とするならば、対象会社をすべての非上場会社に拡大する必要はないか。

【中小企業基本法の中小企業】

	資本金	又は	従業員数
製造業 その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業			100人以下

【政令により対象会社を一部拡充】

	資本金	又は	従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下		900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業		3億円以下	
旅館業	5,000万円以下		200人以下

- イ．納税猶予を課税価格の80%に限定しなければならないか。

特定事業用宅地との均衡の観点からは、80%は最低限必要であるが、これ以上の猶予を認めることには議論が必要であるとの意見もある。

- ウ．資産管理会社に該当する資産保有型会社の判定基準は、税務上の帳簿価額をもって判定（相続開始後の認定要件）される。判定基準としては簡便ではある

が、理論的かつ公正な判定基準は時価にて行うべきではないだろうか。

もっとも、短期的な租税回避行為への対応とすれば、簡便で効果が見込める方法ではある。

エ．特定同族会社株式等（特定事業用資産）の減額特例等が経過措置を経た上で廃止されることとなったが、納税猶予特例と評価減特例では利用効果に長短があるため、併存させておく意義はないか。

後継者選定の柔軟化の視点から

ア．事業承継者が共同経営のケースも考えられるので、経営承継相続人は必ずしも筆頭株主である必要は無いと思われる。例えば、第2順位までの株主等にも拡大することはできないか。

同様に二人の筆頭株主の両方を適用対象とするのは不都合かという問題もある。この点に関しての次の立法趣旨が紹介されている<sup>9</sup>。

「筆頭株主が二人いた場合どうなるかというお問い合わせでございますが、結論から申し上げますと、二人の筆頭株主の両方を適用対象とするのは適当ではないと考えております。と申しますのも、今回の制度の趣旨というのは、後継者が事業を承継して安定的に継続していくということが大事でありまして、そのためには何よりも株式の集中というものが必要となります。このため、後継者が一人である場合について、当該後継者が相続により取得する株式を適用対象とすることとさせていただいております。」

イ．5年以内に経営承継相続人が代表者でなくなる多様なケースへの配慮

経営承継相続人が代表者を引き継いでも、健康状態や経営能力のため退任を余儀なくされ、他の同族関係者に代表者を引き継ぐケースも想定される。また、離婚により同族関係者の所有株式割合が減少するケースなども考えられる。相続時の雇用の80%維持の要件は遵守することを前提に、事業承継が当初の計画どおりに遂行しないケースに対しては、経済産業大臣の認定取消しについても弾力的に対処されることが望ましい。

ウ．親族外承継への対応

経営承継円滑化法による「金融支援」は親族外承継でも対象になるが、税制は親族であることが要件とされている。

この理由は、「親族外の方に、ただで遺贈してしまう例が全く見当たらなかったから」と説明されている<sup>10</sup>が、会社存続のために優秀な社員に継がせる必要があるケースなど、制度があれば利用される可能性がある上、株式の有償譲渡を行う際にでも、低額譲渡として贈与認定が行われるリスクを踏まえれば、

<sup>9</sup> 山本香苗大臣政務官による答弁 於：衆議院経済産業委員会（平成20年4月4日）

<sup>10</sup> 「経営承継円滑化法への実務からのアプローチ」（速報税理 平成20.8/21号）の中での佐藤悦緒中小企業庁財務課課長談

今後対象が広げられる意味はあると思われる。

また、親族外承継を想定する場合には、発行済議決権株式等の総数の50%超の基準緩和も、検討される必要があるだろう。

事業の安定化の視点から

ア．相続税の納税猶予の対象を株主総会の特別決議の要件を前提として、発行済議決権株式等の総数の3分の2を限度とすることとしているが、経営者が100%所有しているケースも多く、3分の2を限度とすることの再考も必要ではないか。

なお、この3分の2という限度割合は、現行の「特定同族会社株式等の特例」でも規定されている要件である。この制限の趣旨については、「納税猶予制度は、財産としての非上場株式を優遇するものではなく、課税の公平にも留意しつつ、後継者が事業を承継し安定的に継続していくために必要な措置として、その必要な範囲で税制上の支援を行うという趣旨で創設するものでございます。法人の総株主の議決権の3分の2を有していれば会社法の特別決議を単独で行うことができることから、相続人が事業を承継し安定的に継続していくための保有議決権割合としては十分な水準であると考えております。」と答弁されている<sup>11</sup>。

イ．本制度を今後有用に活用し、さらに経営の安定化を進めていくために、既に親族間に分散した株式を集中化するための、相続贈与（譲渡）特例が設けられることが望ましい。

ウ．経済産業大臣の認定の有効期間である5年間経過後に「特例適用株式等」を同族関係者以外の者へ一括して譲渡した場合は、特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の割合に応じた猶予税額を納付することになるが、5年間を超えて事業を継続し雇用を維持し、地域経済の活力維持や雇用確保に貢献してきた経営者が負担すべき税額として、例えば5年の場合と20年の場合を同一に考えることが妥当であろうか。

経営承継円滑化法、あるいは事業承継税制の趣旨からすれば、事業継続年数に応じて当該企業の地域経済への貢献等、法の意図する効果がより発現していくとも考えられる。また、農地等の相続税の納税猶予制度の場合は20年間農業経営を継続したときには相続税額が免除される場合があることをかんがみれば、厳しい環境の下、企業間競争を強いられている中小企業に対しても、一定期間（中小企業の経営環境等を考慮すれば農業の20年よりも短期間が妥当と考えられる。）の事業継続を経た場合は、譲渡株式に対する納税猶予額について免除する、あるいは事業継続要件期間（5年）を超え免除年数未満の場合でも、事業継続期間に応じて免税額を増やす（例えば免除期間を10年とした場合6年

<sup>11</sup> 加藤治彦財務相主税局長による答弁 於：衆議院財務金融委員会（平成20年2月27日）

目は5分の1、7年目は5分の2というように)ことも検討に値するのではないかと思われる。

税務執行上の予見性を具備した、使いやすい税制とする視点から

ア．相続税の納税猶予額の免除事由の中に、第三者への一括譲渡の場合が示されており、譲渡対価(譲渡対価又は時価のいずれか高い額)が猶予税額を下回る場合は差額が免除される。

この場合、第三者との取引価額及び譲渡に際しての時価算定についての税務上の指針が不明確であると、納税猶予制度の大きな制約要因になり得る。

イ．相続税の納税猶予額の免除の場合、租税回避防止策として、過去5年間の経営承継相続人及び生計を一にする者に対して支払われた、配当及び過大役員報酬等に相当する額は免除されないとされている。

この場合、配当及び過大役員報酬等は受取り時の税負担等を考慮されるのであろうか。また、過大役員報酬の認定基準が非常に曖昧なものであるため、公正な実効性に疑問がある。予見性を持たせるためには、過去数年間の支給実績に基づく形式基準なども設けられることが望ましい。

ウ．さらに、例えばアのケースでは、株式譲渡の譲渡対価相当額の金銭は、猶予税額の納税に充てられることになるが、その利子税までも負担するとなると、株式の譲渡対価だけでは賄えず、別途納税資金の手当が必要になる。

事業経営の将来像は不透明な所が大きいので、なるべく将来の不安を除去した上で納税猶予特例の適用が選択できるよう納税猶予の取消し原因に応じて、利子税の免除あるいは軽減が図られる措置が検討されることが期待される。

(3) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例と相続時精算課税制度の関係  
既述のとおり、平成21年度税制改正では、従前において相続時精算課税を適用して非上場株式を生前贈与した場合の相続税の納税猶予制度の適用関係は、以下のとおりとされた。

平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるために相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については、後継者が平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした場合には、その後継者については、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予を適用する。

特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、後継者が平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした場合には、その後継者については、相続税の納税猶予を適用する。

相続時精算課税制度を用いて非上場株式の生前贈与につき贈与税申告を行った場合、当該贈与者の相続の際には、生前贈与株式は相続財産に加算されるが、その生前贈与株式について相続税の納税猶予制度が適用できるのは、非上場株式の贈

与につき相続時精算課税制度を活用して贈与税申告をした場合において、10%減額特例の適用申請を行っているケース、非上場株式の贈与につき、特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例を適用しているケース、に限定されることになる。これらのいずれの制度も適用せずに非上場株式を贈与して相続時精算課税制度を適用している場合には、相続税の納税猶予の特例の適用可能性はないことになる<sup>12</sup>。

特に、小規模宅地の減額特例を優先適用する意図により、10%減額特例の適用申請は不要と考えていたケースなどは救済されるべきであろう。

非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例は、平成21年度税制改正で創設された制度であることをかんがみると、過去において相続時精算課税制度を適用して非上場株式を贈与している場合には、広く相続税の納税猶予の適用対象とするにも合理性があると考ええる。もちろん、単純に生前贈与株式等のすべてに一律に適用するのではなく、適用判断の入り口ではこれらを、相続により取得したとみなして、それらが相続税の納税猶予の特例の一定の諸要件を満たした場合に、適用できるものとするれば合理性は担保されると考える。

#### (4) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例と相続時精算課税制度の関係

非上場株式等についての贈与税の納税猶予特例で納税猶予となる贈与税額は、特例受贈非上場株式等の価額を経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、暦年贈与の規定を適用して計算する（措法70の7 五）。また、相続時精算課税の適用者が本制度を適用する場合でも、特例受贈非上場株式等については相続時精算課税の適用はされない（措法70の7 ）。

すなわち、暦年贈与による税率での納税猶予となるため、猶予期間中の適用要件が維持できるか否かの見極めが重要となる。

このように、贈与を受けた納税猶予適用可能株式等については、納税猶予か相続時精算課税か、あるいは単純な暦年課税からの択一選択となる。この点は農地の場合も同様である（措法70の4 ）。

ただし、後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けている場合であっても、後継者を含む推定相続人は相続時精算課税制度の適用が可能である。例えば、経営者が発行済議決権株式等の総数の3分の2を超える株式を保有している場合に、納税

---

<sup>12</sup> 「所得税法等の一部を改正する法律」附則第64条第2項、第7項参照。平成21年度改正において、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例は租税特別措置法第70条の7の2に規定されているが、適用対象となる株式等は「相続又は遺贈により」取得したものに限定されている（措法70の7の2 ）。ただし、10%減額特例の適用を受けるために相続時精算課税制度を選択して、平成21年3月31日までに贈与を受けた株式等で、一定の要件を満たす場合、平成20年12月31日までに贈与された株式につき特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例を適用し、かつ一定の要件を満たす場合、についてのみ租税特別措置法第70条の7の2の適用上「相続により取得」をしたものとみなすこととされている。

猶予の対象外となる株式を、相続時精算課税により贈与を受けることは可能である

13。

#### (5) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の問題点

非上場株式等の贈与税の納税猶予を受けるためには、経営承継受贈者（後継者）が所有する株式等と合わせて、発行済議決権株式等の総数の3分の2に達するまでの株式等の一括贈与を受けなければならない。そして、その納税猶予される贈与税額は暦年課税で計算されることになるが、暦年課税での計算となると、相当多額の贈与税額が算定されることは想像に難くない。一方贈与税の納税猶予特例においても、5年間の雇用維持要件や猶予期間中における資産管理会社に該当しないこと等の数々の納税猶予取消し事由が定められており、贈与の後の不測の事態により納税猶予要件が欠落し、たとえ一部にせよ納税猶予が取り消された場合には、一転懲罰的な課税が行われることになり得る。見方を変えれば、税制の制約のために事業環境がどのようになろうとも事業継続を強要されることになり、後継者は債務を増大させるリスクを背負う可能性も生じる。これは、本制度の適用を躊躇させる要因になり得る。

非上場株式等の贈与税の納税猶予の特例が、株式等の生前贈与を促進し円滑な代替わりをサポートする目的の税制であるならば、例えば納税猶予される贈与税額の計算において暦年課税と相続時精算課税の選択制にできないであろうか。具体的には、相続時精算課税の適用者が贈与を受ける株式等に納税猶予特例を適用する場合には、その納税猶予税額は相続時精算課税により計算された贈与税額を選択することができることとし、その後納税猶予の取消し事由が生じた場合には、相続時精算課税により計算された贈与税額を納税し、相続の際には生前贈与株式等を相続財産含めて相続税額を計算する。一方納税猶予の取消し事由が生じることなく相続が発生した場合には、猶予されていた贈与税の免除がなされた上で相続税の納税猶予制度に移行できるような仕組みを設け、利用しやすい制度とすべきではなかろうか。

ちなみに、農地の贈与税の納税猶予特例の場合も、納税猶予税額の計算は暦年課税により計算される。また、相続時精算課税との関係では、相続時精算課税適用者又はその年中の農地等以外の財産の贈与について、相続時精算課税選択届出書を提出しようとする者が、特定贈与者から贈与により取得した農地等について、納税猶予の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできない（措法70の4）。すなわち、相続時精算課税適用者であっても農地等の生前一括贈与であること等の一定の要件を満たせば、その農地等について納税猶予の適用は可能であるが、納税猶予の適用を受ける農地等については、相続時

13 経済産業省「平成21年度税制改正について」平成20年12月P.8参照

精算課税の対象とせず、別枠で扱うこととなる。

さらに、その贈与の年の前年以前において、農地を推定相続人に対し贈与し、その農地について相続時精算課税が適用されている場合には、その贈与者からの贈与について、贈与税の納税猶予を適用することはできない（措令40の6）。

このように農地の贈与税の納税猶予特例と相続時精算課税制度とは相容れない制度となっているが、その趣旨は「相続時精算課税制度では相手（受贈者＝推定相続人）が一人に限定されないため、農業経営（農地）の細分化防止の観点からは、一括贈与することにより維持されてきた細分化の防止機能が損なわれる可能性があります。細分化の防止機能が損なわれるのでは贈与税の納税猶予制度の存在意義が失われるため、農地について相続時精算課税制度の適用を受けた（受けようとする）場合には、その贈与者からの贈与については贈与税の納税猶予を適用しないこととする制度改正が行われました。」ということである<sup>14</sup>。

株式等の贈与税の納税猶予特例は、対象者が一人のみで、発行済議決権株式等の総数の3分の2までの一括贈与が適用要件となっており、株式等を分散化する意図の下では選択し得ない。また、中小企業の事業活動の継続が本制度の存在意義であるとすれば、その目的を達成し得ない事業承継者を保護する必要はないという論理も成り立つかもしれないが、事業承継を円滑に成し遂げようとする者への支援税制と捉えれば、成功し得なかった者に対しペナルティとなる不安要素を取り除き、世代交代を一層円滑に促進する制度とするのが、そもそもの経営承継円滑化法の立法趣旨に沿うものであると考える。

#### (6) 経営承継円滑化法対象法人の拡充（経過措置型医療法人の問題）

経営承継円滑化法の対象となる中小企業者の範囲は、中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、政令によりその範囲を拡大しているが、さらに拡充の必要性の有無に関して、医療法人を例に取り上げ考察する。

非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用対象には、特例有限会社を含む株式会社のほか、合名会社や合資会社などの持分会社も含まれるが、経過措置型医療法人は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、適用外となる。しかしながら、経過措置型医療法人においても事業承継問題には直面しており、相続税納税猶予の特例適用の要望は、非上場の中小企業と同様非常に強いものと思われる。

経営承継円滑化法の議論が開始された当初、医師会等では改正前医療法に基づき設立されたいわゆる経過措置型医療法人は、経営承継円滑化法の対象となるとの期待の声が上がっていた。

<sup>14</sup> 柴崎澄哉他共著「平成15年度改正税法のすべて」財団法人日本税務協会 P.564

経営承継円滑化法で医療法人が適用対象外とされた理由

#### ア．医療法改正と医療法人の位置付けの動向

第5次医療法改正で、既存の医療法人はいわゆる経過措置型医療法人とされ、今後、新規に設立する医療法人は、出資持分が社員個人に帰属する形態は認められないこととなった。個人財産としての性格から公的な財産としての性格への方向性の変更といえる。したがって、営利企業である中小企業法に規定する企業と医療法人は異なるものであり、納税猶予の特例の適用対象から除外されたと推察される。

#### イ．対象を株式等に限定したことの考察

非上場株式等の納税猶予特例の対象を会社の株式等に限定したのは、事業承継が支配権の維持、すなわち過半数の議決権の継続保有の必要性と密接に関連することが考えられる。

医療法人の持分は1社員1議決権で、持分の経済的価値と支配権は別個に独立して存在する。

中小企業の株式保有要件と整合性のある制度とするには、持分の経済的価値と支配権が別個に存在する医療法人は、安定経営のための議決権支配要件の規定の方法及び判定が実務上難しくなると思われる。

そのため、税務執行の観点からは、会社に限定した方が煩雑さを回避できるものと推察される。

#### 医療法人の事業承継を困難にしている現状

中小企業が事業承継の問題に直面しているのと同様に、事業承継に苦慮している医療法人も少なくない。医療法人は配当が禁止されているので、診療年数が長い医療法人の出資持分の評価額が多額になるケースが少なくない。近年の医師不足から生じる後継者難も深刻である。このような点から、医療法人は、一般の中小企業以上に事業承継が困難な状況に置かれているのが現状である。

#### 適用対象拡充の必要性とメリット

医療法人においても、相続税の納税猶予の特例と金融支援の措置を講ずることが望まれる。経過措置型の医療法人の事業承継を容易にし、診療の永続性を高め医療法人を存続させることで病診連携を高め医療危機の社会的現状を改めることは、医療法人の社会性・公共性に寄与するものといえることができる。

#### 適用対象を拡充する場合の論点考察

#### ア．事業承継の観点から見た中小企業と医療法人の異同点

中小企業と医療法人の事業承継を比較した場合、以下の異同点がみられる。

#### (7) 筆頭株主（過半数）の要件

議決権割合で考えると、医療法人は社員の出資額に関係なく1社員1議決権であるため、経営承継相続人（後継者）の要件である議決権割合で筆頭株

主となることはできない。

(イ) 認定取消し事由の第四号の要件

経営承継相続人（後継者）とその同族関係者で有する議決権の数が、発行済議決権株式等の総数の50%以下となった場合には、認定が取り消されるが、医療法人の場合には、総社員数に占める同族関係者の割合が過半数となっていなければ、認定取消し事由に該当する危険性がある。

イ．異同点に関する考察

(ア) ア(ア)に関して

議決権割合ではなく、出資持分の比率が最も高い理事長社員の法定相続人である次期理事長就任予定者を、経営承継相続人として認め、事業承継税制の適用対象とすることは可能ではないかと考える。

(イ) ア(イ)に関して

1 社員 1 議決権であるため、医療法人の場合には、総社員数に占める同族関係者の人数の割合が過半数となっていれば、認定取消し事由に抵触しないとすることは問題のないものとする。

## 2．取引相場のない株式の評価に係る問題点

現行税制における取引相場のない株式の評価については、事業承継税制中間報告においても種々の問題点が指摘されたところである。以下、そこでの議論を含め問題点の整理を行う。

(1) 非上場株式の評価

非上場株式の評価の困難性

所得税や法人税の基本通達によると、非上場株式の評価額は、( ) 売買実例のあるもの、( ) 公開途上にある株式、あるいは( ) 類似する他法人の株価データが得られる場合を除くと、「純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によることとされており、実務上はこの規定に従った算定額をもって適正な時価とする場合が多いと考えられる。

この価額は、基本的に財産評価基本通達における「取引所の相場のない株式」の評価方式を援用し、これを部分的に修正した価額である。しかし、財産評価基本通達は、相続・贈与といった限定的な局面において財産の評価額を算定することを主眼としており、売主・買主の属性や売買目的も異なる、売買という局面を想定していない。したがって、財産評価基本通達の援用によって税務上の適正な評価額（時価）を算定することは相当の困難を伴う。

一方、株式の売買価格は、売買当事者の合意によって決定されるのが通常である。しかし、合意された売買価格と税務上の適正な時価は基本的に無関係であり、

これらの間に乖離が生じる場合には、低額（高額）譲渡の問題が生じる。

さらに、買主と売主の間で、税務上の適正な時価が異なるといった事態も想定されるため、税務上の適正時価を基準に売買を行おうとしても、売買自体が成立しない可能性もある。

相続税における評価方法と所得税等における評価方法の差異

諸税で用いられる非上場株式の評価方式には、( )純資産価額方式、( )配当還元方式、( )類似業種比準方式、( )類似会社比準方式といった方法があるが、法人税、所得税、相続税及び贈与税における非上場株式の税務上の評価額については差異があり、その合理性が十分に説明されていない。

特に、法人税及び所得税には非上場株式の評価方法に関して明確な算定基準が示されていないため、非上場株式の売買に当たっては、当事者の属性（法人、個人、同族関係者等の別といった個別事情）に応じて、基本通達などを参考に、都度個別に決定する必要があるのが実情である。当事者間決定価格が適正と認められるか否かの判断が難しいケースも多く、取引が抑制される要因にもなっている。

#### [諸税における非上場株式の評価方法]

区 分	評価方法（評価方針）
相続税・贈与税	原則として「財産評価基本通達」による。
法人税	明確な評価基準・評価方法は示されておらず、以下の基本通達を参考に決定するケースが多い。 法基通9-1-13（上場有価証券等以外の株式の価額） 同9-1-14（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）（注1） 同9-1-15（企業支配株式等の時価）
所得税	明確な評価基準・評価方法は示されておらず、以下の基本通達を参考に決定するケースが多い。 所基通23～35共-9（株式等を取得する権利の価額） 所基通59-6（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」） （注1）（注2）

（注1） 課税上弊害がない限り、以下によることを条件として財産評価基本通達による評価額を認めている。

- ・ 株式の発行会社との関係において、財産評価基本通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当する場合（例えば、親会社が保有する子会社株式の場合）、当該発行会社は常に同通達に定める「小会社」に該当するものとして扱われること
- ・ 株式の発行法人が土地（土地上に存する権利を含む。）又は証券取引所に上場している有価証券を保有している場合、一株当たりの純資産価額の計算に当たり、これらの資産は時価で評価すること
- ・ 一株当たりの純資産価額の計算に当たり、評価差額に対する法人税額等に

相当する金額を控除しないこと

(注2)「同族株主」に該当するかどうかは、譲渡又は贈与直前の保有株式数によって判定すること

同族関係者の範囲と評価方法の制約

ア．現行制度における規定

現行の非上場株式の評価においては、同族関係者の範囲と議決権の割合により株主を区分し、同族株主等以外の株主が取得した株式に関しては、原則的評価方法ではなく、特例的評価方式の配当還元方式で評価される。

イ．現行制度における問題点

同族関係者は民法における親族(配偶者、血族6親等、姻族3親等)を基礎としているが、血族6親等の範囲が広すぎるため、経営に参画していない5、6親等の血族は、配当目当ての少数株主と何ら変わらないにもかかわらず、オーナーと同様に原則的評価方式で評価されるケースがある。

ウ．あるべき論

事業承継税制検討委員会(平成19年6月)の調査・分析では、経営に参画せず、経営者との間で連絡をとらない4親等以上の者が一定以上存在することが判明している。

このような実態を踏まえ、現行基準の見直し(例えば、血族は4親等までにする。)を検討する必要がある。

類似業種比準方式の問題点(事業承継税制中間報告での議論)

ア．斟酌率

評価の安全性を図る観点から、類似業種株価に対する比準を行った後に大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5という斟酌率を設けているが、この斟酌率については、一般的に過大とならないよう一律0.5等の引下げを行うべきという意見、逆に0.5に引き下げた場合、全対象企業について5割も斟酌することは上場株式との類似業種比準を行う方式自体の妥当性を問われる等の意見もあることから、一層合理的な評価の在り方を検討する中で、その見直しの必要性についてさらに検討が必要としている。

イ．類似業種株価等の算出方法

類似業種株価や比準の際に用いる業種目ごとの配当・利益・簿価純資産額については、その客観的な検証のために、その算出方法(標本会社等)について国税庁に対し公表を求めていくべきであるとしている<sup>15</sup>。

ウ．その他

<sup>15</sup> なお、平成20年6月9日付けで、国税庁課税部より、「類似業種比準価額計算上の業種目及び類似業種の株価等の計算方法等について(情報)」が公表されている。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hyoka/080609/01.htm>

会社規模区分や業種区分の問題、評価時期以前に組織再編を行った場合や課税時期と評価時点の問題についても、評価の合理性や安定性の観点を踏まえ見直しを検討すべきであるとしている。会社規模区分の問題については、類似業種比準方式の適用対象とするために会社規模を拡大する株価対策や、少人数上場会社が増えていることへの考慮を踏まえた再検討が必要との意見も出されている。

評価時点の問題としては、代表者の死亡により業績が低下する会社が多いにもかかわらず実際の評価は前期末で行うことの問題や、課税時期が期末近くであり、その会社の比準要素が低下しているにもかかわらず直前期末を評価時点として評価することが、相続税法第22条（評価の原則：当該財産の取得の時の時価）への準拠性への問題として取り上げられている。

なお、現行の評価基準で直前期末の比準数値によることとされている理由は、「標本会社と評価会社の比準要素をできる限り、同一の基準で算定することが、より適正な比準価額の算定となること、及び課税時期後における影響要因を排除することも考慮する必要があることから、直後期末が課税時期に近い場合においても直後期末によることはできず、直前期末の比準数値によることになる。」とされている<sup>16</sup>。

配当還元方式の問題点（事業承継税制中間報告での議論）

配当還元方式では、配当金額を一律10%で割り引くが、この配当還元率が高すぎることから一般に少数株主が取得する株式の評価が低くなるという意見、他方、配当が将来にわたり現実化する可能性から見て、むしろ配当還元率は低いという双方の意見がある。少数株主に適用される評価方式に用いられる妥当な配当還元率の在り方等について、さらに検討を深めていくことが重要であるとしている。

負債性引当金の計上（「負債」と「債務」の概念の相違）

非上場株式を評価する際の純資産価額方式においては、法人税法で認められた方式で作成された貸借対照表を基礎にして株価を算定する。そのとき、引当金は原則負債として認められず、退職給与引当金だけは法人税法上の損金算入限度額までの計上が認められている。しかし、現行の法人税法では、退職給与引当金や賞与引当金などの負債性引当金の損金算入限度額はゼロなので、相続税法の評価上もこれに従うことになる。すなわち、負債性引当金は純資産価額方式において一切計上が認められていない。

まず、退職給与引当金であるが、昭和39年に相続税法の財産評価基本通達が制定された際には、準備金等に相当する金額は負債として取り扱わないとされ、法人税法上は損金算入が認められていたにもかかわらず、負債として取り扱われて

---

<sup>16</sup> 安島和夫稿「解説 事業承継の税務 事業承継と取引相場のない株式等の評価の留意点」(会計・監査ジャーナル No.627)

いなかった。しかし、昭和41年改正において負債性が認められ、退職給与引当金は負債として取り扱われることになった。しかしその後、法人税法上退職給与引当金は繰入限度額が期末要支給額の50%から40%に（昭和55年度税制改正）、さらに20%と（平成10年度税制改正）引き下げられ、ついにはゼロになった（平成14年度税制改正）。40%という基準は、将来負担額の現在価値の見直しという根拠があったが、20%への引下げは課税ベースの拡大という目的、またゼロへの引下げは連結納税制度導入に伴う減収に対応する税源措置の下での措置であった。税源措置としてなされた法人税法上の損金算入限度額の引下げが、相続税法の時価評価にまで影響を及ぼすのは理不尽ともいえる。

同様に、賞与引当金などのその他の負債性引当金についても、近い将来発生することがほぼ確実なものであっても相続税法上の債務とは取り扱われていない。

そもそも現行の評価基準において、一株当たりの純資産額の計算を行う場合に、貸倒引当金、退職給与引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は、負債に含まれないものとされている（財産評価基通186）が、理由としては「個人企業の負債については相（続税）法第14条の規定により確実な債務に限り債務控除の対象とし、これらの引当金及び準備金については債務として取り扱わないこととされているので、個人の企業用財産の評価とのバランスを考慮してこれらの引当金及び準備金の額を債務に含めないこととしたものである。」と説明されている<sup>17</sup>。

「控除すべき債務は、確実と認められるものに限る」とする相続税法第14条の規定が、「負債」と「債務」の概念の相違を実務にもたらしているが、近い将来発生する蓋然性の高い負債性引当金については、法人税法の規定いかんにかかわらず、相続税の純資産価額方式での評価上負債として認められるべきである。事業承継税制中間報告においても見直しを行うべきであるとし、確実な債務と客観的に判断し得るための要件等についてさらに検討を加える必要があるとしている。

#### 法人税額等相当額の控除

事業承継税制中間報告では、純資産価額の計算上、時価と簿価との評価差額に相当する金額に対する法人税額等相当額は控除することとされるが、この点に関しては、完全子会社の含み益に係る控除ができないことへの疑問、円滑な組織再編への妨げにならないための配慮、清算所得課税分の控除以外の方法の検討などが問題提起されている。個人の直接所有と間接所有のバランスを図る観点から、従来の通達改正の経緯を踏まえつつ、総合的に検討すべきであるとしている。

なお、法人税額等相当額の控除に制限が加えられた経緯は次のとおりである。

平成2年の通達改正により、評価会社が有する株式等の純資産価額の計算にお

<sup>17</sup> 庄司範秋編「財産評価基本通達逐条解説」平成18年改訂版P.621

いては、評価差額に対する法人税額等相当額を控除しないこととされた（財産評価基通186-3）。この趣旨は、法人税額等相当額の控除は、個人が資産を直接保有している場合と株式の所有という形で会社を通じて間接所有している場合との評価上の均衡を図るための斟酌であり、評価会社と評価会社が所有する株式の発行会社との関係において、さらに重ねてその均衡を考慮する必要はないものと考えられるためとされている。改正前は、法人税額等相当額の控除が累積的に可能となっていたため、例えば評価会社が現物出資で子会社を設立すると、評価会社の株式が自動的に引き下げられることになり不合理であったというのが実務的な理由である。

また、平成11年の通達改正により、評価会社の有する資産の中に著しく低い価額で受け入れた現物出資受入れ資産がある場合には、受入れ時の資産の価額（相続税評価額）と受入れ価額との差額（現物出資等受入れ差額）に対する法人税額等相当額は、受入れ差額が少額な場合を除き、評価会社の株式の純資産額の計算上控除しないこととされたが、これもやはり経済的合理性のない行為により恣意的に時価を圧縮している場合までには適用しないという趣旨である。

さらに平成12年には、株式交換又は株式移転により著しく低い価額で受け入れた株式についても、その受入れ時の株式の価額（相続税評価額）と受入れ価額との差額に対する法人税額等相当額を、控除しないこととされた。

#### 組織再編と株式評価

##### ア．合併・会社分割後の取引相場のない株式の評価規定と実務上の取扱い

旧商法において会社分割が平成13年に法制化され、また法人税法においては、現行の組織再編税制が平成13年度税制改正で導入され数年が経過した。この間、合併や会社分割が実行された件数の統計数値はないが、非上場会社の合併・会社分割の件数は増加していると推測される。

合併や会社分割の法人税法上の取扱いについては平成13年度税制改正で明確化されたが、株主の観点から取引相場のない株式を評価する場合において評価対象法人が合併や会社分割を実施した場合の取扱いについては、相続税法上の時価を規定している財産評価基本通達上必ずしも明確ではない。

以下、合併・会社分割後における非上場会社株式の評価について、実務上の取扱いを要約するとともに、予測可能性の観点から財産評価基本通達上に規定を設ける必要性について述べることとする。

##### (ア) 合併後における取引相場のない株式の評価に関する規定

財産評価基本通達において、取引相場のない株式を評価する場合に、評価対象法人が合併を実施した際の取扱いについての明確な記述がない。財産評価基本通達に取扱いが示されていないため、合併が実施されていないときと同様に評価をするかと言えば、実務上は異なった取扱いを行っていることが

多いと考えられる。

これは合併を実施した場合の取引相場のない株式の評価につき、課税庁職員の著による書籍等<sup>18</sup>があり、当該書籍等においては、合併直後において株式評価を行う場合、原則として類似業種比準方式を適用することはできないとされている。実務上はこの見解に従って評価されているためであると考えられる。

#### (イ) 会社分割後における取引相場のない株式の評価に関する規定

取引相場のない株式につき会社分割を実施した場合の評価についても、財産評価基本通達に規定はない。また、公表されている書籍等の中にも、課税庁職員の見解を明らかにしたものは見当たらないと思われる。

したがって、実務上、合併と同様に会社分割直後に取引相場のない株式を評価する際には、原則として類似業種比準方式を適用することはできないとする見解、財産評価基本通達に会社分割後の取引相場のない株式の取扱いの記載がなく、かつ課税庁職員の見解も書籍等で公表されていないため通常と同様に評価を行うとする見解、があると考えられる。

#### (ウ) 合併・会社分割後における取引相場のない株式の評価方法

上記課税庁職員の見解によれば、合併直後において取引相場のない株式を評価する際に類似業種比準方式を適用することは原則としてできないことになる。この根拠として、類似業種比準方式の適用については評価会社の比準要素（配当・利益・純資産）が適切に把握されていることが前提となっており、合併直後に課税時期がある場合には、比準要素が適切に把握できない場合も生じるためとしている。このような状況にある株式の評価については、特定の評価会社である比準要素数1の会社又は比準要素数ゼロの会社に類似しているため、純資産価額方式によることが合理的であると結論付けている。

このような考えを基礎とすると、会社分割直後の取引相場のない株式の評価についても、比準要素が適切に把握できない場合も生じると考えられるため、原則として類似業種比準方式を適用することはできないと考えられる。結果として、合併と同様に純資産価額方式で評価を行うことが合理的であると考えられる。ただし、合併の場合も含め、類似業種比準方式が適用できないのは組織再編後の比準要素が適切に把握できないことを論拠としていることから、適切な比準要素が組織再編直後においても把握できる場合には、その適用を否定する理由はないことになる。

#### イ．合併・会社分割後の取引相場のない株式の評価規定の問題点

<sup>18</sup> 渡邊定義・森若代志雄著「税務解説 財産評価実務上の重点事項 (6) - 類似業種比準方式」(国税速報 No. 5528)

青木公治編 「株式・公社債評価の実務～自社株の評価のために」平成 21 年版 P. 235～P. 238 (大蔵財務協会)

#### (7) 財産評価基本通達と予測可能性

合併・会社分割直後において類似業種比準方式の適用は原則としてできないとする課税庁職員の見解は、類似業種比準方式の算定要素である比準要素が適切に把握できないことを論拠としている。この論拠については理論的整合性が認められ、当該取扱いは妥当であると判断されるが、この取扱いについては財産評価基本通達上何も規定がない。

当該取扱いは課税庁職員の見解として書籍等に記載されたものであるため、公開周知性と予測可能性に欠けると言わざるを得ない。これは、相続税法上の時価概念は財産評価基本通達に規定があり、通達は課税庁内部を拘束するが、書籍等は拘束力がないためである。なお、通達は課税庁内部のみに対して拘束力があり納税者に対する拘束力はないが、実務上は通達に従って評価が行われることが通常と考えられる。

#### (1) 財産評価基本通達と新評価規定の必要性

取引相場のない株式を類似業種比準方式と純資産価額方式とで評価すると、純資産価額方式による評価額が類似業種比準方式による評価額より大きくなる事例が実務上は多い。また、この評価額の差異は事例により様々ではあるが、場合によっては数倍になることもあり、一般的にも相当程度大きなものになると考えられる。

合併や会社分割の実施件数は増加していると推測され、また財産評価基本通達における株式評価規定は、相続・贈与だけでなく、売買価格にも一定の修正の下で準用されている。今後、合併・会社分割後における取引相場のない株式の移転（相続・贈与・売買）は増加していくと予測され、また金額的にも大きな影響がある事例が多いと考えられることから、課税関係の予測可能性を高めることが好ましいと判断される。

#### (ウ) 財産評価基本通達への新評価規定の創設

合併や会社分割の実施事例が増加していると考えられる状況下において、適用される株式評価の評価方式（類似業種比準方式及び純資産価額方式）により評価額に大きな差異が生じる可能性があるため、これら組織再編行為が実施された場合の取引相場のない株式の評価について、予測可能性の観点から財産評価基本通達に規定を創設されることが望まれる。

#### 営業権の評価

ア．平成20年3月通達改正前の営業権に係る議論（事業承継税制中間報告で問題提起された論点）

営業権については、近年超過収益力の算定に用いられる基準年利率の大幅な引下げに伴い、その評価額が多額に計上されることとなり大きな影響を与えている。そのため、低金利下での基準年利率の定め方の問題、相続税法上の「営

業権」概念と企業結合会計や法人税法上の「のれん」概念との不整合の問題、換金性のないものを清算価値の発想に立つ純資産価額方式に取り入れることの問題、持続年数（10年間の継続を前提とした現在価値評価）の問題、役員報酬（企業者報酬）控除額が少ないことへの問題などが提起されていた。

業権の評価については法定の概念でない以上、まずは近年規定が整備された企業会計や法人税法上の概念との整合性を考慮すべきであり、仮に、現行評価方式の大枠を維持する場合でも、基準年利率の設定方法や持続期間の設定等について必要な見直しを行うべきであるとしていた。

#### イ．業権評価に係る問題点（平成20年3月改正後通達の問題点）

平成20年の財産評価基本通達の改正により、業権の評価について改正がなされたが、それでもなお、さらに議論すべき論点があると考える。

##### (ア) 標準企業者報酬について

標準企業者報酬については、従前の企業者報酬の額の算定方法の設定以来、長期にわたって変更されることなく現在に至ってしまったため、現在の経済実態とかけ離れたものとなっているとの指摘が多く、平成20年に改正が行われた。改正趣旨を、課税庁は、次のようにコメントしている。

・企業者報酬の実態調査により、企業者報酬の額の計算について、現下の経済実態に即したものに改正した。

・業権の評価が、企業の任意による報酬額の設定により影響を受けることを避けるために標準的な企業者報酬の額を設定し、一律に標準企業者報酬の金額をもって、業権の評価を行うこととした。

企業者報酬の額の計算方法については、その設定金額が引き上げられるなど、評価できる点もある。

しかしながら、中小企業の業績は、企業そのものの評価によるものばかりではなく、企業者の手腕、才能等によるところが多いことから、企業者が有する特殊な信用等の実情が十分に考慮されるような企業者報酬の定め方の検討も必要ではなからうか。

また、業権の評価は、企業の評価に関するものでもあり、その投資家の財産評価でもあることから、本来、その投資家の承認の下で支払われた報酬の額について、制限ないし調整を行うべきでないとも考えられる。評価企業の報酬の額の支払い実績を無視し、企業規模に応じ、課税庁が適正と認める金額に限り控除することは適当とは考え難い。

さらに、個人企業については、青色専従者給与の額を対象としているのに対して、法人については、役員全員の報酬を対象としており、企業主宰者の同族関係者以外の者が役員となっている場合であっても、その者の報酬額が対象から外されないことも個人の場合と平仄を欠くものではなからうか。

(イ) 営業権の持続年数について

営業権の持続年数については、一律10年と定められている。課税庁の主張は、財産評価基本通達において、自己使用の特許権、商標権、意匠権等の無体財産権の価額は、営業権の価額に含めて評価することとなっており、これらの権利の存続期間が、特許法により10年と定められているので適当であるというものである。

しかしながら、現在のめまぐるしく変化する経済社会において、その効力が10年間も持続するような営業権の存在は少ないのではなからうか。また、営業権を買収等によって取得する場合においても、当該投資した営業権の回収に10年間もかかるような投資案件に、積極的な投資が行われる可能性は低いであろう。

一方で、法人税法等においては、他から取得した営業権の償却年数を耐用年数省令で5年と定めており、その経済的効用持続年数を5年と考えている。他から取得した営業権は、その価値が第三者から客観的に認められたものであり、自己創設営業権よりも一般的に強い収益力が認められているものである。したがって、より強力とされる他から取得した営業権よりも、自己創設営業権の効用持続年数をはるかに長期間と見積もる考え方は不合理ではなからうか。

(ウ) 評価しない営業権の範囲について

平成20年度の税制改正により、従前は評価を要しなかった開業10年に満たない企業の営業権についての規定が削除された。課税庁は、開業直後でも特許権等を有する企業もあり得るし、営業権の存否を単に開業後の年数により形式的に判定することは適当ではなく、従前の規定が、財産評価基本通達設定当時の社会経済情勢や安全性の見地から定められたものであって、最近の社会経済情勢の下では、この取扱いを維持することは適当ではないとの主張である。

しかしながら、営業権と自己使用の特許権、商標権、意匠権等の無体財産権を同一のものとして取り扱うことは問題ではなからうか。特許権等法律によりその権利が守られるものと、企業の伝統や信用等による超過収益力であって法的な保証のない営業権に、同じ無体財産としての価値を見いだすことは困難であろう。近年の企業不祥事等に見られるように、延々と築き上げた伝統や信用といえども、不祥事等によって簡単に崩れ落ちてしまうものであり、場合によっては倒産にまで追い込まれてしまうこともある。このように法律で守られる権利と営業権とは全く性質を異にするものであると考えられる。課税庁は、財産評価基本通達設定当時の社会経済情勢や安全性と近年の社会経済情勢を比較して主張しているが、近年の社会経済情勢の方がはるか

に厳しいものであり、開業後間もない企業については、特にリスクが大きいものと考えられる。したがって、開業後10年未満の企業の営業権の評価については、従前どおり、評価しないとすることが適当ではないだろうか。

#### (I) 営業権評価の方法について

現在においては、企業の買収等が盛んに行われるようになっており、その都度企業評価が行われている。その企業評価の算定方法は、近年様々な手法が考え出されており、企業の財政状況又は収益力、それぞれの事情に応じて、いろいろと適当な手法が使い分けられている。営業権評価の方法についても一律に設定するのではなく、他の適切な算定方法についても認める余地を残すことが、営業権の適正評価の生成のために必要ではなからうか。

#### 非上場株式の評価方法への収益基準概念の導入等

事業承継税制中間報告では、資産価格決定基準として一般的な手法とされる収益還元方法を採用すべき時期、またその現実的な可能性を検討する時期に来ているのではなからうかということで、非上場株式のあり得べき評価方法について、現行の財産評価基本通達による評価方式の改善提案以外にも、キャッシュフローベースや利益額ベースでの評価方法の意見提案がある。そして収益基準概念の導入には、欠損法人の多さ等の問題をどう克服するか等の課題はあるものの、現行の財産評価基本通達に代わる理論と実態を踏まえた望ましい評価基準の策定に向けて、さらに検討を重ねていくべきであるとしている。また、株式等の財産評価に関して一層合理的な法的判断を実現するために、民間側で、学者・実務家の専門的知見を集積した評価基準を策定すべきではないかといった意見も付されている。

経営承継円滑化法の施行を機に、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」が平成21年2月に中小企業庁から公表され、民法特例における「固定合意」を行う際の合意時における「相当な価額」の算定方法について、各種評価方式の解説と評価方式の選択に係る留意事項、裁判例などが示されている。

この中には、種々の計算方式が示されており、評価対象会社が将来獲得する利益又はフリーキャッシュフローに基づく収益還元方式やディスカунテッド・キャッシュ・フロー(DCF)方式等の収益方式も含まれている。したがって、財産評価通達による評価額と差異が生じる可能性があるが、これについては「このような乖離は、国税庁方式が課税を前提とした評価方式であり、経営承継法の固定合意とその趣旨・目的を異にすることから、当然に生じ得るものと言え、後継者と非後継者はそのような乖離が生じることを認識した上で合意を行っていることから、乖離が生じること自体は問題がない。」と説明されている<sup>19</sup>。

また、「各税目(筆者注:所得税及び法人税)の取扱いに照らせば、国税庁方

<sup>19</sup> 「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」 1

式は、常に画一的で固定的（形式的）な評価方式にこだわっている訳ではなく、弾力的に取り扱うことを明らかにしている。このため、固定合意において専門家が相当であると証明した合意時価額が、合意後の課税関係においても参考にされることも考えられる。また、そのためにも、諸条件を精査した上で合意時価額が相当であることの証明が求められることになる。」とも述べられている<sup>20</sup>。

いずれにしても、金融・財務実務における収益方式の一般化を背景に、収益基準による評価を支持する声は多いものの、裁量の余地を極力排除した評価方法が求められる税の立場としては、将来収益等を織り込む評価方法は課題が多いことは事実である。今後この課題を克服し、一般人の常識で違和感なく理解し説明できる基準の策定への努力は実務に携わる者の責任ともいえよう。

なお、かつて通産省（中小企業庁）から、具体的な収益還元方式の導入が税制改正要望として提案されたことがあったが、直接的には取り入れられず、昭和58年の財産評価基本通達改正での類似業種比準方式の適用範囲拡大という形で収益性の考慮の拡大が行われた経緯がある。

この時収益還元方式が採用されなかったのは次の理由による<sup>21</sup>。

- ア．基本的な評価要素である収益が税引後利益の2分の1とされているが、その合理的根拠に乏しく、また、役員報酬等を通ずる収益の調整の可能性を考慮すれば評価上不公平を招くおそれが強いこと
- イ．収益と並んで基本的な評価要素である資本還元率の設定について、その客観的、理論的な算定方法を見出し難いこと
- ウ．欠損会社の株式は、資産保有高の大小にかかわらず収益還元価値がゼロとなること

〔参考：通産省要望の収益還元方式〕

小会社：(純資産価額 + 収益還元価額(注)) / 2

中会社：{(純資産価額 + 収益還元価額(注)) / 2} × (1 - L) + 類似業種比準価額 × L

(注) 収益還元価額 = 前3年間の税引後平均所得の1/2(純利益) ÷ 8%  
(還元率)

## (2) 納税方法等

生前贈与財産の物納対象資産からの除外

相続時精算課税制度を適用したものも含め、生前贈与を受けた財産については、相続税の物納財産の対象から除外されている。したがって、相続時精算課税制度

<sup>20</sup> 「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」 1

<sup>21</sup> 庄司範秋編「財産評価基本通達逐条解説」平成18年改訂版P.576

により取得した財産は物納財産とすることができない。生前贈与を行う際には、この点を踏まえ納税資金や物納可能資産の有無につき、十分に検討を行う必要がある。

納税の円滑化に関して事業承継税制中間報告で議論されたその他の論点

#### ア．納税資金確保のための非上場株式譲渡時の課税について

相続により取得した非上場株式を、相続税申告期限の翌日から3年経過日までの間に発行会社へ譲渡した場合には、課税の特例措置が設けられている。その内容は、譲渡の対価としてその発行会社から交付を受けた金銭の額が、その発行会社の資本金等の額のうちその譲渡株式対応部分の金額を越えるときでも、みなし配当課税の特例として配当所得ではなく、譲渡所得課税として税負担を軽減するものである。中間報告では、さらに相続税の納税円滑化の観点から現行要件の見直しを検討すべきであるとしている。具体的には、後継者が相続前に贈与等で取得していた株式を、相続税納税資金のために売却するケースに対しては「相続による取得」要件の緩和、承継段階で会社側に十分な買取資金がないケースに対しては「相続税申告期限翌日後3年間」要件を、相続財産に係る譲渡所得の特例との関係の整理を踏まえて、5年程度に緩和することが望ましいとする意見が出されている。

さらに、上場株式との関係や税体系全体との関係にも留意しつつ、生前に取得した株式等の経営安定目的での会社への譲渡等、事業承継円滑化の観点から拡充や類似制度の創設が可能かどうかについて金融所得一元化論との関係も踏まえ引き続き検討すべきであるとしている。

#### イ．物納

平成18年度税制改正において物納不適格財産明確化の一環として、非上場株式については譲渡制限や担保権付きのもの等以外であれば物納が認められる旨明らかとされた。しかし他方で、手続の迅速化・明確化により行われた改正については、その見直しの検討が提起されている。

具体的には、物納許可申請が却下された場合の再申請が、一度に限られ、かつ却下日から20日以内にとされていることや、再申請・書類補正等の期間に対する利子税の負担により、従来に比べよりリスクが高まっているとの意見が出されている。

また、現実的な買受け先として会社が想定されるが、一層の活用のために納付困難事由や物納順位等の制約緩和策の検討や、会社が直ちに買い取れない場合の、国による一定期間（例えば5年程度）の物納株式の保有や政策実施機関の買取りの検討などの意見もある。

物納については、承継時に納税資金がない事業承継者の納税円滑化の観点から、物納株式の会社による買取りが現実的選択肢となることが多いこと等も踏

まえ、会社が国から直ちに買い受けられない場合の対応方策も含め、必要な制度見直しと留意点を今後さらに具体的に整理・検討すべきであるとしている。

また、延納制度についても、納税円滑化の観点から、担保条件や利子税等に係る見直しを検討すべきではないかとの意見があることが付記されている。

### (3) 事業承継を巡る自己株式

会社法の改正に伴い、自社株買いに機動的に対応する規定が整備されるなど、今後ますます自己株式の取得は増加するものと考えられる。しかし、個人株主が発行元法人に対して株式を売却する場合、個人株主の属性（支配株主か少数株主か、役員か否か等）に加えて、発行元法人の状況（支配株主が存在する事実上の同族会社か否か、業種、規模、活動状況等）によって、税務上の適正時価が左右されることも想定される。自己株式の税務上の適正時価に関する取扱いが不明確なままでは、自己株式取得制度の活用が思ったほど進まないといった懸念もある。

非上場企業の事業承継において、流通性の乏しい自社株の承継は極めて重要な問題である。現行の評価方式においては収益性の高い企業、内部留保の厚い企業の株式評価額は高くなる傾向にあり、その結果、株式の承継に当たっては困難を伴うことも多い。他方、円滑な承継を行うため、分散してしまった株式を買い取るといった場合にも、株式の評価額が課題となる。

一方、事業承継の態様も変化しつつある。非上場企業の親族内承継の割合は依然として高いと考えられるものの、親族外の役職員あるいは第三者が事業を引き継ぐケースも増加しており、その中で自社株の承継問題も新たな様相を呈しているともいえる。

このような状況において、会社法においても例えば、相続人等からの取得の特則（会社法162）相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め（同法174）、さらには取得請求権付株式、取得条項付株式（同法107、108）といった規定が整備されるなど、自社株買取り時の法的取扱いが明らかにされた。さらに、税制面においても相続人からの株式の買取りで一定の要件を満たす場合にはみなし配当の適用除外とし、相続税額の取得費加算の特例も適用できるようになった。さらに、経営承継円滑化法によって、一定の自社株取得について金融支援措置が手当されることとなった。

このように法制、税制面での措置が講じられたことから、事業承継の局面において、非上場会社が自己株式を取得・保有するケースが今後一層増加すると考えられる。しかし一方で、自己株式の譲渡に際しては、非上場株式の適正な評価額（適正時価）の把握が大きな課題となるが、既述（第三章2(1)）のとおり算定が難しい現実がある。自己株式の効果的な活用のために、明確な基準が示されることが望まれる。

## 第四章 相続税課税方式変更への試みと平成21年度税制改正の総括

### 1. 遺産取得課税方式導入の検討

#### (1) 我が国相続税課税制度の変遷

旧来の相続は、主に家督相続であった。家督相続とは、戸籍上の家の長としての戸主が死亡したり隠居したりした時に、その地位を受け継ぐことである。多くの場合、その地位と一緒にその財産も家督相続によって受け継がれたのである。さらに家督相続人は通常長男であったため、ほとんどが長男子の独占相続であった。

日本国憲法第24条第2項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と定めている。したがって、旧来の長男子による独占相続はこの憲法第24条の大原則に反することとなり、民法は家督相続制度を全廃したのである。

このような民法改正の経緯の下に、我が国の相続税の課税制度は以下のような変遷を遂げた。

#### 明治38年（遺産課税方式）

明治38年創設時の相続税制では、相続は家督相続と遺産相続に分かれ、家督相続には軽く、遺産相続には重い税率が課せられた。また、被相続人の遺産総額を課税標準とする遺産課税方式が採られ、相続人と被相続人との親疎の別に応じ、親等の遠い相続人にはより重い税率が課せられた。

明治民法は、長男単独相続を規定する武家の慣行を法制化する形で長男一人相続の方式に統一し、家督を代々相続する戸主制度が我が国に合うものとして法制化したのである。

この相続制度は、昭和22年まで幾多の改正が加えられたがその基本的な構成は変わらず、家督相続をより保護する改正であった。これには我が国独特の家族制度が背景にあった。

#### 昭和22年（遺産課税方式）

民法改正で家督相続の制度が廃止された。しかし、遺産課税方式そのものは変わらず、特徴としては、家督相続に対する課税制度が廃止され、遺産相続課税に一本化されたこと、相続税の補完税として贈与税が創設されたこと、申告納税制度が採用されたことである。

#### 昭和25年（遺産取得課税方式）

民法の親族、相続の二編は、新憲法の下で従来家族制度に基づく規定から、

個人の尊重と男女平等に基づく規定に全面改正された。相続税制ではシャウプ勧告に基づいて、従来の遺産課税方式を廃止し相続税と贈与税を一本化し、相続・遺贈及び贈与による財産の取得者に対して、その一生を通しての取得資産の累積額を課税標準とする遺産取得課税方式を導入した。シャウプ勧告での「相続税課税の主たる目的の一つは、根本において、不当な富の集中蓄積を阻止し、合わせて国庫に寄与せしめるにある。このための最もよい租税形態の一つとして「取得税」がある。取得税は、贈与と遺産の受領者に対する累積税である。これは特定の個人の受領する贈与および遺産の総額に応じて課税する累進税である。」ことを根拠としている。

昭和28年（遺産取得課税方式）

シャウプ勧告に基づく財産取得者に対する一生累積課税の制度は、記録の保存や税務調査の困難を理由に廃止された。これに代わって、相続税と贈与税の2本立ての制度が設けられた。

昭和33年（法定相続分課税方式による遺産取得課税方式）

「法定相続分課税方式」ともいべき新しい課税方式が導入された。これは、遺産課税方式と遺産取得課税方式の折衷方式ともいえる。まず、相続税の総額を法定相続人と法定相続分によって計算し、その税額を実際の相続額に応じて比例配分する方式であり、我が国独自のものとして現在に至っている。

## (2) 相続税の課税方式の特色

遺産課税方式、すなわち相続人ごとに分割される前の遺産それ自体に課税し、相続税控除後の財産を相続人間で遺産分割（各相続人は納税しない）する方式を採用している代表国に、アメリカ・イギリスが挙げられる。また、遺産取得課税方式、すなわち遺産を相続人間で遺産分割した後、各相続人の相続財産に課税する（各相続人が納税する）方式を採用している代表国は、ドイツ・フランスである。

それぞれの課税方式の特色を挙げれば次のようになる。

遺産課税方式

ア．基本的考え方

被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元する。

イ．特色

(ア) 遺産分割の仕方により、遺産全体に対する税負担には差異が生じない。

(イ) 個々の相続人に対し、取得した財産の額に応じて累進税率が適用されず、各人の担税力に応じた課税という点では限界がある。

遺産取得課税方式

ア．基本的考え方

偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図る。

#### イ．特色

(ア) 個々の相続人に対し、取得した遺産の額によりその担税力に応じた課税をすることができる。

(イ) 遺産分割の仕方により遺産全体に対する税負担に差異が生じる。

ドイツやフランスの相続税・贈与税の基礎控除等及び税率は、納税義務者の課税クラスにより決定される。課税クラスは、被相続人又は贈与者と財産取得者との関係により決定され、配偶者や子女等の家族共同体を形成していた者に対する適用税率を軽減することに重点が置かれている。

### (3) 相続税課税方式変更における論点

現行の法定相続分課税方式の弊害と遺産取得課税方式

#### ア．財産評価特例の効果の影響

小規模宅地等特例や特定事業用資産の特例等を適用すると、法定相続分課税方式によれば減額特例対象となった財産を相続した相続人本人の税負担を直接減額するのではなく、すべての財産取得者に対して減額の効果が及ぶという不合理さがある。遺産取得課税方式においては、減額特例の対象となる財産を相続した相続人本人の税負担に対してのみ軽減効果がもたらされることになる。

#### イ．相続財産の事後変動の影響

現行方式では、一旦分割した後で新たに財産が発見された場合、遺産額全体が変わるため新たに財産を取得しない相続人の相続税負担も上昇することになり、これに伴い加算税も賦課される。遺産取得課税方式であれば、新たに財産を取得した相続人のみが修正申告等を行えば良いことになる。

#### ウ．取得と関係のない基礎控除の影響

現行の基礎控除は、取得者自身に対する基礎控除ではなく遺産全体に対する基礎控除となっている。実際には遺産を取得しない相続人も、法定相続人でありさえすれば基礎控除額に影響を与えている。そのため、養子について税務上は基礎控除の算定及び税率適用に影響する養子の数が制限されている。実際に取得した個々の相続人にそれぞれの基礎控除、それぞれの税率を適用する遺産取得課税方式であればこの問題は解決されることになる。

#### (純粹) 遺産取得課税方式移行への検討課題

一方、相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めた場合、執行上の技術的な問題として、遺産分割についての事実認定の困難性から生ずる仮分割や未分割申告及び仮装未分割申告への対応、あるいは法定相続割合を計算するための被相

続人の全財産把握方法など、様々な実務的検討項目が課題として挙げられている<sup>22</sup>。

#### ア．税額計算の基本構造に関する検討課題

実務的に最も注目される検討課題が、被相続人との身分関係に応じた基礎控除・税率等の問題である。それは、取得者段階で基礎控除を設ける場合、取得者と被相続人との身分関係に応じて控除額に差異を設けるのかどうか、またその区分はどう考えるか。同様に取得者と被相続人との身分関係に応じて税率等に差異を設けるのかどうか。また、その区分をどう考えるかという基本構造自体の検討課題である。

同様の問題として、配偶者控除について現行制度における配偶者の税負担の優遇の在り方を、課税方式を見直した場合にどう考えるかという点である。

次に生命保険金・死亡退職金に係る負担軽減がある。現行制度における生命保険金・死亡退職金に係る負担軽減をどう考えるかという点である。

さらに小規模宅地等の特例、農地に係る納税猶予等、特例措置等に係る負担軽減がある。現行制度における小規模宅地等に係る特例措置等の負担軽減の基本構造をどう考えるかという点である。

#### イ．未分割での申告の取扱い

未分割時の納付税額については、現行と同様に法定相続分等に基づいて財産を取得し算出した場合には、他の分割方法と比べ基本的に相続税の総額ベースで負担が軽くなることが考えられる。そのため、未分割での放置等が多発する可能性が想定される。また、基礎控除を取得者段階で控除するとした場合、各取得者につき未分割時の課税価格が基礎控除以下であっても、遺産分割後の課税価格は基礎控除を上回る可能性がある。そこで、未分割時の申告義務についてどのように考えるのか。また、未分割で申告された事案について、その後分割されるまでどのように捕捉していくのかという点で検討が必要である。

#### ウ．仮装分割・仮装未分割への対応

現行制度の下では相続税の総額は遺産がどのように分割されたかにかかわらず一定となるが、遺産取得課税の場合には遺産分割の方法により相続税の総額が影響を受けることになる。したがって、仮装分割や仮装未分割による租税回避行為が懸念されるところである。

#### エ．普通養子

現行制度の下では、法定相続人である普通養子の数が増えると、相続税の総額の計算において基礎控除の増加や累進税率の緩和が生じ、他の取得者について税負担の軽減効果が生じていた。このような効果を乱用した租税回避行為を防ぐため、被相続人に実子がいる場合には一人まで、また実子がいない場合に

<sup>22</sup> 財務省「相続税の課税方式の見直しに伴う主な法制的・実務的論点」参照

は二人までの普通養子を法定相続人数に算入することとしているが、課税方式を見直した場合どのようにすべきかという検討点がある。

#### オ．世代飛ばし

現行制度の下では、被相続人からその子への相続を飛ばした孫等への遺贈や孫養子等への相続については、実質的に相続の課税を1回以上免れている結果となるため税額の2割加算を行っている。遺産取得課税方式にした場合には、こうした世代飛ばしに加えて、遺産の細分化による負担軽減の影響が大きくなることが予想される。世代飛ばしに対してどのように対処するかが検討課題となる。

#### カ．その他

遺産取得課税方式とした場合、申告納税地をどのようにするか、また、同一の相続において税額が生ずる者と生じない者が出てくることになるが、申告義務をどのように求めるかの検討が必要である。

(純粋)遺産取得課税方式移行における問題点

遺産取得課税方式への移行については、主に次のとおり問題点が整理できる。

#### ア．基礎控除の額と課税ベースの在り方

遺産取得課税方式によれば、基礎控除が各人別になる。少子化の想定を前提に、一人当たりの基礎控除額の引下げがなされた場合には、税負担が増加する可能性がある。この場合、例えば過去に相続時精算課税を利用したタックスプランニングが仇になることも考えられ、また、課税対象者が増えることとなればより広く抱かれた重税感から、無用な節税策が誘発される可能性もある。

相続税の性格上公平な課税がなされるためには、個人財産の移動や贈与内容の把握ができる環境が必要となるが、執行上難しいものがある。

#### イ．相続財産全体の把握の必要性

基本的に全体の相続財産が明確にならなければ、遺産分割協議はできない。現行税制の下では、実務上、相続税の申告において全財産の把握が前提となるので、その過程で遺産分割を行うことができる。また、配偶者控除枠の算定も容易となる。さらに相続人一人の相続財産に変動があれば、他の相続人の税額にも影響することから、相続人間の牽制という観点からも、相続税申告書は遺産分割協議を進める上で重要な位置付けとなっている。

また、現行の小規模宅地等の評価特例などは、申告全体の把握が必要となる。

昭和32年までの遺産取得課税方式では、本人が相続した財産額だけでなく、全体の財産額の報告と各相続人の遺産分割の状況を申告していた。

#### ウ．仮装遺産分割誘発の可能性

基礎控除と累進税率の個人別適用のため、税額軽減の目的とした仮装遺産分割が想定されることに伴い、税務調査により多くの時間と費用が必要となるこ

とが想定される。

#### エ．遺産分割協議の停滞の可能性

現行税制では、居住用や事業用の小規模宅地等の評価特例による納税額減少効果が他の相続人に及ぶため、期限内分割を促進する誘因となるが、特例対象とならない相続人にはメリットがないとなれば、遺産分割協議が停滞する可能性も想定される。これは、納税猶予特例の適用においても同様である。

以上のように、遺産取得課税方式への移行には控除額、税率、評価減特例などの在り方を抜本的に見直す必要があり、過去の税制との整合性も考慮する必要もある。性急な移行はむしろ弊害が大きいものと感じられる。

#### (4) 相続税と所得税との整合性

本研究報告のテーマからは逸脱するが、個人の資産課税に係る論点であるため、相続税と所得税との整合性について若干触れておきたい。

我が国の譲渡所得税においては、相続・贈与の場合には基本的に被相続人及び贈与者の取得価額が、相続人及び受贈者に引き継がれる。その結果、相続及び受贈財産に生じているキャピタル・ゲインに対しては、相続・贈与税と譲渡所得税で別個に課税が行われている。

そのことの是非については、租税の富の再分配機能をベースとした政策としての相続税の在り方次第ということになるが、この点に関しての一考察として、日本公認会計士協会租税調査会研究報告第13号「相続・贈与に係る税制について 相続税と贈与税の一体化の方向性」（平成16年12月6日付け）において触れられている。純粋な遺産取得課税方式の導入が検討されていたところでもあり、紹介しておきたい。

「遺産取得税方式は、担税力を増加させる経済的利得はすべて所得であるという包括的所得概念に基づく方式であるから、相続税と譲渡所得税の整合性が常に問題となる。平成12年7月の政府税制調査会中期答申「わが国税制との現状と課題」においても、個人所得課税を補完するという相続税の役割が挙げられている。

包括的所得概念を徹底して考えれば、相続税を廃止し、所得税に一本化する考え方もある。ただし、所得税と共通の税率を用いれば、相続財産としては小規模なものであっても、重い租税負担が課せられる欠点があるため、相続所得を他の所得税とは区別して異なる基礎控除額、税率を適用するというものである。

この考え方については、取得価額より時価の低い資産を相続すると、巨額であっても税負担が生じないという欠点があると指摘されている。

他方、理論的には、相続税に一本化し、その後相続財産に対して所得税を課さないという考えもあり得る。所得税法第60条では、原則として、相続により取得した財産の取得価額は引き継がれるため、相続時に相続財産の含み益には課税されず、

その後の譲渡に際して実現した含み益に対して所得税が課せられていることになる。相続税に一本化し、その後相続財産に対して所得税を課さないという考え方を現実化するために、相続による財産の移転は取得者の相続税負担に一本化し、相続時の評価額を事後の譲渡課税の取得価額にするような方法も検討されてよいように思われる。ただし、現行の遺産に係る（中略）基礎控除のような高額な基礎控除では、相続財産の含み益課税としての相続税額が吸収されてしまうおそれがあるが、（中略）遺産取得税方式に徹し、基礎控除を生活保障的な要素を考慮した範囲のものとするならば、この問題は解決するのではないかとされている。」

## 2. 平成21年度税制改正の総括

中小企業に対する事業承継税制はこれまで主に株式の評価の見直しと、課税価格の減額特例の拡充という形で改正が重ねられてきた。その流れからすると、相続税の納税猶予特例は、全く新しい視点での税制が導入されたことになる。

そもそも、事業承継円滑化の手立て、すなわち事業用資産に係る相続税負担に係る減免措置として、事業承継税制中間報告では事業用資産（自社株）の課税価格評価の大幅減額と納税猶予が提案されていた。両者は機能的には類似しているとしながらも、過度の長期継続要件の弊害や事業用資産の性格を考慮すると、事業用資産の大幅減額制度を中心として検討するとしていたが、その上で今回導入されたのは納税猶予制度であった。たしかに評価の問題は難しい論点が多く、納税猶予はその適用要件の是非はともかく、事業承継円滑化のための税制整備の大きな第一歩と評価できよう。

また、今回の改正は、経営承継円滑化法の立法趣旨とベクトルを合わせ、経営権の集中化と経営の永続を促す方向で、対象者を絞る形での納税猶予が選択された。その意味でも整合性がとれているといえる。

しかしながら、今後多様な事業承継の形態が考えられる中、広く事業承継に対応できるものになるのか、幾多の機会損失の根源となっていたといわれる租税回避行動（相続税対策）を不要とする十分な動機付けとなるのか、対象者が幅広く適用される税制と、限定的に適用される優遇税制との公平性の問題は生じないのか。さらに、親族内承継と親族外承継の両者に配慮されたものになるのか、既に分散している株式への対処法はあるか、等々の問題を考え合わせれば、やはり事業用資産、特に自社株の評価に係る諸問題の解決は重要である。

納税者の実感として、自社株を始めとする事業用資産は、現実には換価が困難であり、特に支配権の多寡により評価が異なる自社株評価に関しては、評価過大との印象があるのではなからうか。経済活動の中では様々な評価手法が用いられているが、中小企業においては、税法方式は権威ある評価基準として価格決定の主要方式となり得ると同時に、制約要因にもなっている。それ故に、社会経済情勢の変化に応じて修正、拡充されてゆくべきである。事業承継税制中間報告での意見は、一部改正に織り込ま

れたが、法人税、所得税、相続税等の諸税間の調整を含め、事業承継税制の体系化にはもう少し時間が必要ということであろうか。

比較的評価額が算定しやすいと思われる土地でさえ、税の世界では一物多価が生じている。株式価額が企業価値の化体とすれば、評価は一層難しい。評価手法や見積もりの相違により、複雑かつ一物多価となる。破綻企業の実態を見れば株価計算の困難さが痛感される。また、最近の傾向として計算が精緻かつ専門的になる傾向があるが、税法評価の在り方として計算の簡便性、すなわち明瞭性の確保も重要な要素となろう。事業承継税制の意義に立ち戻れば、適用要件を加重し限定的な適用とすることの是非や、適用に際しての弊害やリスク要因を軽減することの是非も、すべては課税の公平性及び経済活性化とそれを通じての国民福祉の向上の必要性の要請度合いにより決定されるものである。

事業承継に対する支援措置は雇用確保が第一の目的とされているが、事業承継税制の整備拡充はなぜ必要なのかについて、説得力のある理由付けと統計資料に基づく社会の認知がなければ更なる拡充に向けての政策的な対応は望み難い。「事業承継税制の影響を直接受けない多数の者にも受け入れられるようになるためには、実際に相続税負担の減免措置を講じた場合に社会経済的に有意な効果が得られる旨を分かりやすく示していくことが重要」と、事業承継税制中間報告で意見されているが、税制においても政策評価は重要な施策である。

また、非上場株式等の納税猶予の特例と併せ導入が意図されていた、相続税の課税方式の純粋な遺産取得課税方式への変更はとりあえず見送られたが、事業用資産の集中化と相続税軽減を意図して制度化された、現行の法定相続分課税方式が廃止されることになれば、事業用資産の評価減、あるいは特別控除の措置が手当されなければ、非上場株式等の納税猶予の特例が適用されない経営承継者の相続税負担は、むしろ増加する可能性があった。逆に、必要と認められる政策的な軽減措置等を機動的に講ずることができれば、有意な制度であったともいえる。

言うまでもなく、我が国の経済活性化に与える税制の影響は、心理的なものを含めて極めて大きなものがある。引き続き活発な議論と迅速な制度化が期待される。

## 補章 事業承継にかかわりのある税制の主な内容とその変遷

### 1．非上場の同族会社株式等に係る評価

#### (1) 評価方法の変遷

明治37年の日露戦争勃発に伴い、経費支弁に要する財源の一部として、第21回帝国議会に相続税法案が提案（明治38年施行）されて以来、相続税は幾多の変遷を経

て現在に至る。当初は遺産課税方式であった相続税も、昭和25年のシャープ勧告に基づいた税制改正により遺産取得課税方式に改められた。

相続税において、非上場の株式は「取引相場のない株式」という表現をしている。取引相場がないということは売買事例を参考にできないということの意味する。

昭和20年までの株式評価に関しては、「証券取引所に上場されているものについては、その価格により、市場価格のない株式又は出資については、売主と買主とは、その法人の資産、収益等の性格いかんによって、その取引価格を決定する。すなわち、収益還元価格、純資産持分価格等の要素により定まるべきものと考えられる。」とある<sup>23</sup>。すなわち、評価方法が具体的に示されていたのは、船舶、地上権、永小作権及び定期金だけであり、その他の財産についての評価方法は特定されていなかった。よって、配当還元方式、類似会社の利益と株価に比準する方式あるいは純資産価額方式を適宜採用することとされていたようである。

その後、取引相場のない株式の評価は次のような変遷をたどってきた。

昭和21年から昭和25年

同族会社の株式は、純資産価額(清算所得に対する法人税(35%)、事業税(15%)相当分を控除して計算)を払込済株式金額で按分したのものによった。ただし、同族割合が70%程度以下のものについては、その株式の売買事例又は同程度の同族割合の会社で、事業の種類、資産の構成及び収益の状況等の類似するものの売買事例等を参酌して適当と認められない金額を控除するものとしていた。

昭和26年から昭和38年

富裕税(「(2)用語・制度の解説」参照)財産評価事務取扱通達(昭和26年1月)186を準用して、株式を、( )上場株式、( )気配相場のある株式、( )取引相場のない株式に分類し、( )取引相場のない株式については、株式の発行会社の規模に応じて類似会社比準方式と純資産価額方式を組み合わせた計算式によって評価する方式が採用された。当初は類似業種比準価額方式ではなく、類似会社比準価額方式が採用されていた。

$$\left[ (\text{類似会社比準価額}) \times L + (\text{課税時期における一株当たりの純資産価額}) \right] \times (1 - L)$$

Lの割合は、評価会社の規模に応じて区分を定め、各区分で示される割合のうち最も高いものを当該会社のLの値とした。同族会社の株式のうち同族が所有している株式については、同族割合の多寡(支配権がある5割、完全支配権がある7割の有無)により、Lの割合を調整した。

昭和39年度改正

相続税財産評価に関する基本通達(平成3年に財産評価基本通達に改め)が制定され、富裕税財産評価事務取扱通達の基本的枠組みは堅持しつつ、相続税独自

<sup>23</sup> 桜井四郎著「相続税法の解説」中央経済社

の財産評価制度が整備された。主な改正点は、類似会社比準方式が類似業種比準方式に改正されたこと及び配当還元方式が導入されたことである。

類似会社比準方式は、取引相場又は気配相場のある類似会社の取引価額を参酌するものであるが、このような類似している会社を見つけ出すのは実務上困難であるという批判があった。すなわち、類似とは、事業、資産構成、収益状況などが類似している会社であって、多くの場合、評価会社と事業の種類は同一であっても、資産構成、収益状況、資本金額等に大きな懸隔のあることは免れないケースが通常とされていた。類似会社比準方式は理論的な方法とされていたが、実務上の困難性を理由に、業種ごとの平均株価を基礎とする類似業種比準方式に移行された。さらに、会社規模別（大中小会社の区分）の評価方式が定められ、資本金1億円以上の会社は総資産価額と取引金額の多寡にかかわらず大会社とされ、資本金1億円未満の会社は卸売業とそれ以外の業種別に総資産価額と取引金額の多寡に応じて、中会社又は小会社と区分された。また、評価方式は、大会社は「類似業種比準価額」、小会社は「一株当たりの純資産価額」、中会社は「類似業種比準価額」と「一株当たりの純資産価額」の併用方式（類似業種比準価額×L＋一株当たりの純資産価額×（1-L））により評価することとされた（「(2)用語・制度の解説」参照）。さらに、取引相場のない株式の評価上の区分として、上記の一般会社とは別に「開業前又は休業中である会社の株式」と「清算中である会社の株式」のカテゴリーが設けられ、前者は純資産価額方式により、後者は清算見込み金額の課税時期から分配を受けると見込まれる日までの期間に応じる年8分の複利現価の額により評価することとされた。

また、「非同族株主」の所有する取引相場のない株式については、配当還元方式が導入された。富裕税財産基本通達が発令された当時（昭和26年1月）の上場株式の株価水準からかんがみると、類似会社比準価額の方が純資産価額よりも低くなると見込まれていたことから、同族割合が5割以上の会社で同族関係者以外の株主（非同族株主）が所有する株式については、一律類似会社比準価額が用いられていた。しかし、経済の発展に伴い、類似会社比準価額が純資産価額を上回るケースが増えてきたことから、非同族株主が所有する株式については配当還元方式を採用することとされた。その背景にある考えとして、同族株主と非同族株主とは株式の意味するところが違うということがある。同族株主にとって株式は会社財産や支配権の分数的な所有の証書であるのに対し、非同族株主にとっては配当を受け取るための元本債権証書であり、その意味から非同族株主の株式評価には配当還元方式が適当とされた。

なお、大会社の「資本金1億円以上」という基準は、当時の上場基準であり、大会社とは上場し得る会社であるという意味が込められている。中会社と小会社の非同族株主の所有株については配当還元方式が採用できるが、大会社の非同族

株主の所有株については、「類似業種比準価額」50%、「配当還元価額」50%の併用方式とされた。この理由としては、上場し得る会社の意図が反映されていたと考えられる。

#### 昭和41年度改正

退職給与引当金を負債として取り扱うこととされた。退職給与引当金は、昭和41年当時、法人税法上で期末要支給額の50%を累積額としていたが、これは、将来の債務を現在価値に置き換えると50%相当額になるという考えに基づくものであった。その後昭和55年には、会社の在籍期間が延長されたことから現在価値を引き下げて40%とされた。

しかし、平成10年には課税ベースの拡大を理由に引当金繰入限度額は20%に引き下げられ、平成14年度改正ではゼロになった。これには特に理論的根拠はなく政策的な財源確保を目的としたものであったが、法人税法の改正が相続税の評価額にまで影響を及ぼすこととなった（「(2)用語・制度の解説」参照）。

#### 昭和44年度改正

類似業種比準方式における配当金額の計算方法が改正された。具体的には、従来直前期の1年のみで計算していたものを、直前期及び直前々期の2年で計算することとされた。また、従来同族株主が取得した場合の配当金額については類似業種の配当性向によっていたものを、同族株主が取得した場合と非同族株主が取得した場合とに区別することなく、評価会社の配当実績によることとされた。

#### 昭和47年度改正

会社規模の判定基準が見直され、大中小会社の判定基準となる総資産価額及び取引金額が引き上げられた。

さらに、類似業種比準方式の算式が、下記のように一本化され、類似業種比準株価は課税時期の属する月以前3ヶ月の各月の平均株価のうち最も低い金額に比準することとされた。

$$A \times \left[ \frac{\left( \frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} \right)}{3} \right] \times 0.7$$

従来算式の「+ 3」をやめる代わりに「× 0.7」掛けとして、非上場株式ゆえの評価上の斟酌を加えたと説明されている。しかし、平均化されなくなったことから、配当や利益金額によって株価評価額が大きく異なることになり、株式の相続税対策が盛んになる契機を作ったともいえる。

また、純資産価額方式の計算方法において、資産の評価替えに伴って生じる評価益に対応する法人税額等相当額の純資産価額からの控除ができるようになった。これは中小企業の事業承継問題に絡み、相続税の低減という意図があつたな

されたものと考えられる。しかしながら、理由としては土地の評価をそのまま織り込んだ純資産価額方式では株価が高くなりすぎたことから、土地の直接保有と間接保有の斟酌のためということとされていた。ただし、間接保有の形態によりこの斟酌も変化するという弊害が生じたことから、それが平成2年以降の法人税額等相当額の控除制限に影響を及ぼしたものと考えられる。

また、純資産価額方式による「頭打ち」制度も導入された（「(2)用語・制度の解説」参照）。類似業種比準価額は上場株価と異なり、いわゆる理論値であるため、評価の安全性を考慮して純資産価額で頭打ちとした。

さらに、大会社の非同族株主が所有する株式評価については、配当還元方式と類似業種比準方式を各50%ずつ併用する方式が採用されていたが、「大会社＝上場し得る会社」という意図が納税者の理解を得難かったため、従来の方式を配当還元方式100%と改正された。

#### 昭和53年度改正

「中心的な同族株主」及び「中心的な株主」基準が導入され、配当還元方式の適用範囲が拡大された。従来は、「同族株主」と「非同族株主」という区分であったものが、「中心的な同族株主」及び「中心的な株主」という相続税独自の概念が確立された。一口に同族会社といっても、複数の同族株主グループによって会社経営を行っている場合もあることから、一の同族株主グループによるワンマンカンパニーとの支配力の較差を考慮したものであるが、この結果、一定の条件を備える少数株式所有者の取得株式は、配当還元価額で評価するよう適用範囲が拡大された。

その他、類似業種比準方式における利益金額について、直前期1年間の金額又は2年間の平均額のいずれか低い方の選択が認められた。

また、純資産価額方式における評価減として、単独の同族株主グループで会社支配を行っている場合の支配力との較差を考慮して、持ち株割合の合計が50%未満（現在は議決権割合が50%以下）である同族株主グループに属する株式を純資産価額方式により評価する場合は、20%の評価減を行うこととされた。なお、この評価減は、同族株主がいない会社の株主が、取得株式を純資産価額方式により評価する場合、また中会社（現在は中小会社）の株式評価の類似業種比準方式との併用方式における純資産価額にも適用された。

#### 昭和58年度改正

事業承継税制についての中小企業株式評価問題委員会（政府税制調査会の下に設置）の答申の趣旨に沿って改正が行われた。

小会社の株式評価において、純資産価額と類似業種比準価額との併用方式の選択適用が認められた。当時、大会社は、類似業種比準価額で評価することとされており、類似業種比準価額は数次にわたる改正により評価額が低く抑えられてい

たため、純資産価額に比して有利であるという意見があった。類似業種比準価額方式は、利益及び配当を調整すると評価額がほとんどゼロに近づくが、小会社の評価方法であった純資産価額方式は評価額をゼロにすることは困難である。そこで、小会社の株式評価についても、会社の収益性を考慮（「(2)用語・制度の解説」参照）に入れるために類似業種比準価額を取り入れ、併用方式とすることとした。

類似業種比準価額方式の改正では、類似業種の採り方の弾力化、つまり小分類と中分類、あるいは中分類と大分類の中で、評価額の低い業種目を選択可能とするとともに、類似業種の株価選択の弾力化として、直近3ヶ月の株価に加え前年平均株価の選択が認められた。これは類似業種の三つの比較要素が、標本会社の前年1月から12月の数値により計算されることを考慮したもので、これによりさらに安定した株式評価が得られることとなった。

#### 平成2年度改正

新たに、「株式保有特定会社」、「土地保有特定会社」、「開業後3年未満の会社」及び「2要素以上ゼロの会社」というカテゴリーが設けられ、これらについては原則純資産価額（株式保有特定会社については、「S1+S2」方式の選択可）により評価することとされた。これは、当時の類似業種比準方式を利用した株価の圧縮による節税対策を規制し、特定の評価会社の株式の評価に純資産価額方式を用いることにより、評価会社の資産保有の実態や営業の状況を明確に反映させるべく行われたものである。なお、少数株主については配当還元価額によった。

また、課税時期前3年以内の取得又は新築した土地等及び家屋等の評価について、課税時期における「通常の取引価額」により評価して純資産価額を計算することとされた。改正の背景として、評価会社が課税時期の直前に取得し「時価」が明らかな土地及び家屋等については、「時価」の把握が容易であることが考慮されたのと同時に、個人が相続開始前3年以内に取得した土地等は取得価額で評価するという旧租税特別措置法第69条の4の存在があり、これに株式評価も通達により対応されたものである。ただし、旧租税特別措置法第69条の4が「取得価額」であるのに対し、この改正では「通常の取引価額」（「(2)用語・制度の解説」参照）とされた。

さらに、純資産価額方式により株式を評価する際に、評価会社が所有する取引相場のない株式等の純資産価額を算定する場合には、法人税額等は控除しないこととされた（「(2)用語・制度の解説」参照）。

#### 平成6年度改正

会社規模区分で資本金基準が廃止され、代わりに従業員基準が導入された。また、中会社区分が2区分から3区分となり、「Lの割合」が拡大（引上げ）された。会社区分の見直しは昭和47年を最後に見送られており、資本金1億円基準に

代えて従業員数100人以上の会社を大会社とし、総資産価額基準にも従業員数の規模を付加することにより、会社規模の判定が実情に即応するように改正された。さらに、この会社規模区分の変更により、総資産額が大きく土地の保有割合が高い会社であっても、従業員基準により小会社に区分されるケースが生じることから、小会社でも土地保有特定会社に該当するケースが規定された。

#### 平成12年度改正

類似業種比準方式の算式の改正（「(2)用語・制度の解説」参照）のほか、個人企業の実態を踏まえて、会社規模区分における小会社の従業員基準を10人以下から5人以下とし、総資産価額基準も改正された。

#### 平成14年度改正

非上場の特定同族会社株式等の相続税課税の軽減措置（特定事業用資産の特例）が創設された（「(2)用語・制度の解説」参照）。これは、個人が相続又は遺贈により取得した取引相場のない株式等のうちその会社の発行済株式等の総数の3分の1以下に相当する部分については、一定の要件を満たす場合に、その相当する部分の価額のうち3億円を限度として、相続税の課税価格を10%減額するという特例である。制定当時はこの特例を選択した場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例等との併用が全くできなかった。

この改正は非上場の同族会社株式の評価を引き下げ、事業承継税制の一つの道筋を示したものとして評価できるが、限度額が3億円と低く設定され減額割合も10%と低く抑えられている上に、見合いとして小規模宅地等の評価減特例が適用できなくなる点で、実質的な効果は限定的にとどまるとも言われていた。

#### 平成15年度改正

商法改正に伴い種類株式発行の選択肢が拡大したことを受けて、同族株主の判定が発行済株式基準から議決権基準へと変更された。また、種類株式ごとの評価も明示されるよう期待されたが、「個別評価する」とされるにとどまった。

さらに相続時精算課税制度が創設された。

#### 平成16年度改正

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当等の課税の特例（「(2)用語・制度の解説」参照）が創設され、一定の手続の下、みなし配当課税を行わないものとされた。この特例は評価方法の改正ではないが、これにより、株式譲渡による譲渡益が大きい場合や譲渡者の経常的な収入が多い場合には、改正前に比べて税負担が大幅に軽減される。

また、平成14年度改正で創設された特定同族会社株式等の相続税課税の軽減措置が、発行済株式の3分の2に達するまで（平成15年度改正）かつ10億円を限度に引き上げられた。この改正は平成14年度改正の効果が限定的であるとの批判を受けてのものと考えられる。

#### 平成19年度改正

相続時精算課税制度において取引相場のない株式についての特例が創設された(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(旧措法70の3の3、70の3の4))。

すなわち、一定の要件を満たした場合に、事業承継を目的として贈与された取引相場のない株式等については、相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢要件を60歳に引き下げるとともに、特別控除額が500万円加算され3,000万円に引き上げられた(平成19年1月1日から平成20年12月31日までの時限立法)。

この改正は、相続時精算課税制度を非上場の同族会社の事業承継に有効活用させる意味合いがあると考えられ、その後の事業承継税制の新たな道筋を示したもののといえる。

また、相続等(相続、遺贈又は贈与)により取得した種類株式の価額について、事業承継目的での活用が期待される( )配当優先の無議決権株、( )社債類似株式、( )拒否権付株式の3類型の相続税法上の評価方法が示された(「(2)用語・制度の解説」参照)。

種類株式の時価評価については、法人税を始めとする他の税制においても、評価額が算定できることを前提とした制度設計が行われているが、いまだよりどころとなる統一的な見解が存在しないのも事実である。この点に関しては、日本公認会計士協会租税調査会研究資料第1号「種類株式の時価評価に関する検討」(平成19年10月22日付け)として研究成果が公表されているので、参考にされたい。

#### 平成20年度改正

経営承継円滑化法の制定を踏まえ、平成21年度の税制改正で新たな事業承継税制として「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設することが示された。この事業承継税制の制度化に併せて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討するとしていた。

また、財産評価基本通達の一部改正(平成20年3月14日付け)により、営業権の評価と取引相場のない株式等の評価に関する改正が行われた。

営業権の評価方法の改正により、評価対象件数や評価額は減少すると見込まれているが、一方で斟酌の余地もなくなることから、今後の営業権評価はより厳格に執行されることになると思われる。

また、取引相場のない株式の類似業種比準価額方式における株式評価が、利益額がゼロの前後で大きく異なる点についての調整措置として、算式の分母となる数字を、利益金額がゼロ(赤字)の場合に3としていた措置を、原則と同じ5とすることに改正された。

#### 平成21年度改正

平成21年度税制改正では、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」及び「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」が創設された。なお、平成20年度税制改正で検討するとしていた相続税の遺産取得課税方式への変更は見送られ、従来の法定相続分課税方式が継続されることとなった。

## (2) 用語・制度の解説

### 富裕税

富裕税とは、昭和25年から3年間施行された富裕者(純資産500万円超)に対して課された純資産税のことをいう。

### 昭和39年における類似業種比準方式

次の計算式によって計算した金額のうち、いずれか低い金額によって評価することとされた。

$$A \times \left[ \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 3}{6} \right] \quad \text{又は} \quad A \times \left[ \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 1}{4} \right]$$

A = 類似業種の株価

B = 類似業種一株当たりの配当金額

C = 類似業種一株当たりの利益金額

D = 類似業種一株当たりの純資産価額

B = C × B/C

C = 評価会社一株当たりの利益金額

D = 評価会社一株当たりの純資産価額

### 退職給与引当金の債務からの除外

現在、一株当たりの純資産額の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は、負債に含まれないものとされている(財産評価基通186)。この点に関する問題点については、第三章2(1)で詳述している。

### 純資産価額方式による頭打ち

非上場の同族株式の評価は、大会社では類似業種比準価額方式、中会社と小会社では類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用方式とされているが、それぞれ評価額は純資産価額方式による価額で頭打ちとなっている。(財産評価基通179(1)(2)ただし書)これは税法における評価理論上、純資産価額方式は類似業種比準価額方式と同様に、取引相場のない株式の評価方法の基本的な考え方であることを明確にしている。

### 小会社の収益性の考慮

小会社は、一般的に事業規模のみならず経営の実態も個人企業と変わらないものが多く、株式を通じて会社財産を完全支配していると認められる。個人事業者とのバランスも加味すれば、小会社の株式は会社財産の持分的な性格が強いので、評価会社の正味財産に着目して純資産価額方式により評価することとされていた。しかし、事業規模が小規模とはいえ営利会社として機能する以上は、財産価値評価の純資産価額を基本に据えながらも収益性を反映した類似業種比準価額を、いずれにも偏らない同じウエイト(50対50)で考慮することも合理的考え方と認められるとして改正された。

また、既述(第三章2(1))したように、当時の通産省(中小企業庁)から税制改正要望として出していた収益還元方式は、問題があるとして採用されなかった。

#### 通常取引価額

財産評価基本通達185では、取引相場のない株式の一株当たり純資産価額を計算するに当たり、評価会社が課税時期3年以内に取得した土地等(土地及び土地の上に存する権利)並びに家屋等(家屋及びその付属設備又は構築物)の価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価するものとされている。また、当該土地等又は家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常取引価額により評価できるものとされている。

「通常取引価額」とは、自由な経済取引の下に通常成立する価額、すなわち客観的交換価値価額である。実務的には時価の算定方法は一様ではなく、判例でも認められた公示価格比準倍率方式(公示価格と路線価との価格開差の倍率を使用して対象地の時価を算定する方法)のほか、個別事例ごとに、売買実例価額、精通者意見価額その他諸要件を総合的に勘案して算定されるものである。

旧租税特別措置法第69条の4は平成8年の税制改正において廃止されたが、財産評価基本通達185は存続し現在に至っている。通達制定の経緯から、旧租税特別措置法第69条の4の廃止に併せて当該通達も廃止の是非について議論が行われた。品川芳宣氏(現在は早稲田大学大学院教授)は次のように述べている<sup>24</sup>。

「旧租税特別措置法第69条の4が地価高騰時における相続開始直前の土地等の駆け込み取得に対するために設けられた規定であったのに対し、当該通達は相続税評価額と取引価額との開差を利用した負担付贈与等を始めとする租税回避行為を防止するために、相続税法第22条の「時価」の解釈・適用を適正なものにする趣旨で設けられた規定であり、両者は性格を異にするものであり、旧租税特別措置法第69条の4が廃止されたからといって、同通達まで廃止すべきではない」

ちなみに、本取扱いに改正された前年の平成元年には、「負担付贈与又は対価

<sup>24</sup> 以下は、品川芳宣稿「税務論文 措置法69条の4の廃止と評価通達の関係」(月刊税理 平成8年5月号)から該当部分をまとめたものである。

を伴う取引により取得した土地等及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について（相個39平元. 3.29直評5、直資2-204）」が発遣され、これらの土地家屋等の価額は、取得時の「通常取引価額」に相当する金額により評価するものとされた。

#### 法人税額等相当額の控除制限

平成2年の通達改正により、評価会社が有する株式等の純資産価額の計算においては、評価差額に対する法人税額等相当額を控除しないこととされた（財産評価基通186-3）。この点に関する問題点については、第三章2(1)で詳述している。

#### 平成12年度の類似業種比準方式の算式の改正

比準要素のうち利益金額のウエイトを3として収益性をより加味したものとし、また、中会社及び小会社で純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式で評価する場合の評価の安全性の斟酌率「0.7」を、中会社については「0.6」、小会社については「0.5」と改正された。

類似業種比準方式における三つの比準要素については、継続企業を前提とすれば、一般的に株式価値は会社の収益力に最も影響されると考えられ、上場会社のデータに基づき検証作業等を行った結果、配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重を1：3：1とした場合が、最も適正に株価の算定がなされると認められたからとされている。

なお、利益要素を「3」にしたため算式の分母を「5」としたが、利益金額の比準割合がゼロの場合には、従来どおりの「3」とされた。

また、従来の分類カテゴリーの「2要素以上ゼロの会社」を「比準要素数1の会社の株式」と改め、三つの比準要素のすべてがゼロである会社の株式を除き、原則的評価方法である純資産価額方式に加えて、類似業種比準方式の適用割合（Lの割合）を「0.25」として、純資産価額方式と類似業種比準方式の併用方式を選択できることとなった。この改正理由は、「2要素以上ゼロの会社」は、業績は悪いものの事業を継続している以上、その株式の評価に当たり、ある程度収益性を考慮することも合理性があると考えられたためである。

なお、利益要素を「3」とし、算式の分母を「5」としたことは、利益要素を過度に重視しており、高収益企業の成長意欲の阻害要因となっているとの意見もあるところ、さらに利益がわずかでも出ていれば有利な評価法である半面、利益がゼロ以下となると分母が「3」となるため、利益額がゼロの前後で大きく株価評価が異なり得る（赤字会社の株価が高くなる）といった弊害があった。そのため、平成20年度改正では利益金額がゼロ（赤字）の場合の分母を原則と同じ「5」とされた。

#### 特定事業用資産の特例

平成14年度税制改正において、中小企業のオーナーが所有している取引相場のない自己株の評価について経営に必須であり換金が不可能であるという特殊性を考慮し、後継者への事業譲渡をスムーズに行い発展を図ることが日本の経済基盤を支える上で重要だという観点から、相続する際の課税価格を10%減額する措置が創設された（旧措法69の5）。

特定事業用資産の特例となる資産は、下記資産のうち諸要件を満たしたものである。

- ア．相続や遺贈により取得した特定同族会社株式等
- イ．相続時精算課税贈与の適用贈与により取得した特定受贈同族会社株式等
- ウ．相続や遺贈により取得した特定森林施業計画対象山林
- エ．相続時精算課税贈与の適用贈与により取得した特定受贈森林施業計画対象山林

以上のように、特定事業用資産の特例は、相続時精算課税の適用を受ける贈与により取得した取引相場のない株式等についても適用される（以下「特定受贈同族会社株式等の特例」という。）。

さらに、引き続き平成15年度税制改正において、今まで二者択一の選択適用しかできなかった、小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例は、制限付きではあるが、小規模宅地等の特例との併用が可能となった（旧措法69の5）。

なお、平成21年度の税制改正で導入される非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の見返りに、特定同族会社株式等の特例は、所要の経過措置を講じた上で廃止された。

#### （平成21年度改正前における特定同族会社株式等の特例の概要）

特定同族会社株式等の減額特例とは、特定事業用資産相続人等が相続又は遺贈により取得した特定同族会社株式等で、本特例の適用を選択したもの（以下「選択特定事業用資産」という。）について、特定事業用資産相続人等が相続開始後相続税の申告期限まで引き続き有していることを要件に、10億円を限度として特定同族会社株式等の価額を10%減額する制度である（旧措法69の5）。

##### ア．特定同族会社株式等の定義

以下の要件を満たす株式等で、発行済株式等の総数の3分の2以下に達するまでの部分をいう。

(ア) 被相続人とその同族関係者でその会社の発行済株式等の総数（議決権制限株式を除く。）の50%超を所有していること

(イ) 原則的評価方法により計算された相続開始時の発行済株式の時価総額が20億円未満で、取引相場のない株式を発行する会社であること

##### イ．特定事業用資産相続人等の要件

(ア) 被相続人から特定同族会社株式等を相続又は遺贈により取得した者で被相続人の親族であること

(イ) 相続税の申告期限を経過する時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人の役員であること

(ウ) 相続開始の時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人の発行済株式等の総数（議決権制限株式を除く。）の5%以上の株式等（議決権制限株式を除く。）を有していること

#### みなし配当課税の特例（措法9の7）

相続又は遺贈で取得した非上場株式の発行会社への譲渡につき、みなし配当課税を行わないという特例が設けられている。一定の手続の下で、譲渡対価がその発行会社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えると、その超える部分の金額について配当等とみなされず、株式等の譲渡所得として課税されるというものである。みなし配当が行われると所得税法上で総合課税となり、住民税と合わせ最高50%の累進課税となるが、この特例により分離課税となり最高20%の課税に抑えられることになる。

さらにこの特例を受けた場合の株式等に係る譲渡所得については、譲渡した非上場株式に対応する相続税が譲渡所得から控除する取得費に加算できる（措法39）。

特例の適用要件として、

ア．相続又は遺贈により非上場株式を取得した個人が

イ．その相続又は遺贈につき納付すべき相続税があり

ウ．相続等した非上場株式を相続開始の日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに

エ．その株式の発行会社を相手としての譲渡であること

とされている。

#### 種類株式の評価

会社法施行に伴い新設された種類株式に関しては評価方法が確立していなかったため、これまで普通株式と同様の評価によっていた。

しかし、平成19年2月26日付課審6 - 1ほか2課共同「相続等により取得した種類株式の評価について（平成19年2月19日付平成19・02・07中庁第1号に対する回答）」により、3種類の種類株式についてその評価方法が示された。

これらの種類株式は同族会社の事業承継においても用いられることがあり、特に拒否権付株式（いわゆる黄金株）については、実質的に支配権を持ち得る株式のためその評価方法に注目が集まっていたが次のように定められた。

なお、本取扱いは相続、遺贈又は贈与により、同族株主（いわゆる原則的評価

方法が適用される同族株主等をいう。)が、下記類型の種類株式を取得した場合の取扱いである。

#### ア．優先配当の無議決権株式

##### (ア) 優先配当の株式の評価

配当について優先・劣後のある株式を発行している会社の株式を類似業種比準方式により評価する場合には、株式の種類ごとにその株式に係る配当金(資本金等の減少によるものを除く。以下同じ。)によって評価し、純資産価額方式により評価する場合には、優先配当の有無にかかわらず、従来どおり財産評価基本通達185「純資産価額」の定めにより評価する。

##### (イ) 無議決権株式の評価

議決権の有無を考慮せず、普通株式と同様に評価することが原則である。

ただし、議決権がない点を考慮し、相続時の納税者の選択により、相続人(同族株主)全体の相続税評価総額が不変という前提で、株式を取得した同族株主の全員が同意した場合には、すべての同族株主が相続した無議決権株式について普通株式評価額から5%を評価減することも可能とする。この場合に、無議決権株式の評価減分を同族株主が取得した議決権株式に加算する。すなわち、無議決権株式を相続又は遺贈により取得した同族株主間、及び議決権のある株式を相続又は遺贈により取得した同族株主間では、それぞれの株式の一株当たりの評価額は同一となる。

#### イ．社債類似株式

優先配当、無議決権、一定期間後に発行会社が本件株式の全部を発行価額で償還、残余財産分配は発行価額を上限、他の株式を対価とする取得請求権を有しない。

以上の条件を満たす社債類似株式は、利付公社債に準じて発行価額により評価(財産評価基通197-2(3))する。ただし、株式であるため既経過利息に相当する配当金の加算は行わない。また、社債類似株式を発行している会社の社債類似株式以外の株式の評価に当たっては、社債類似株式を社債として計算する。

#### ウ．拒否権付株式

拒否権付株式については普通株式と同様に評価する。

## 2．個人所有の土地等に対する評価の特例

今般の非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予特例の創設により、自社株が事業承継税制の中心の対象財産となった感があるが、相続財産の構成状況に関する統計資料<sup>25</sup>によると、同族株式を有する者においても、相続財産の中での同

<sup>25</sup> 平成16年分の調査。平成19年政府税制調査会第18回企画会合資料 企画18-3「資料(相続税関係)」

族株式の総財産に占める金額ベースの構成割合は13.9%であるのに対して、土地家屋のそれは40.6%と同族株式を上回っている。この実態からすると、自社株とともに個人所有の事業用不動産に対する措置の重要性が推察される。

そこで、中小企業の事業承継税制の在り方を考察するに際して、個人所有の土地等に対する評価の特例についても触れておく。

#### (1) 小規模宅地等の特例の概要

被相続人から相続又は遺贈により宅地等の財産を取得した場合、当該財産が財産を承継した相続人等の生活基盤となるべきものは、処分に相当の制約があることが想定される。土地等は一般に路線価価額（相続税法上の時価）で評価されるため、相続税の納税に苦慮することがある。

このような相続財産のうち一定の土地等については、処分の制約性に配慮して、一定の減額を行うことが認められている（措法69の4）。

この小規模宅地等の特例は、昭和50年に個別通達により設けられた評価上の斟酌規定が昭和58年に租税特別措置法の規定に昇格し、その後適用要件、限度面積及び評価減割合の拡充等に関して数次の改正を経て今日に至っている（変遷については、参考「資料編」(2)参照）。

#### (2) 小規模宅地等における課税の特例

被相続人の死亡直前に、被相続人又は生計を一にしていた親族の事業や居住の用に供されていた宅地（借地権も含む。）で、面積240㎡又は400㎡までの部分について、通常の評価額に下記図の割合を乗じて減額する。

区 分	対象面積	減額割合
特定居住用宅地等である小規模宅地等	240㎡まで	80%減
特定事業用宅地等である小規模宅地等	400㎡まで	
特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 （旧）国営事業用宅地等である小規模宅地等（現在廃止）		
上記以外に該当する（居住用又は事業用）小規模宅地等	200㎡まで	50%減

事業用宅地等と特定事業用宅地等

事業用宅地等とは、相続開始の直前において、被相続人又は生計を一にしていた親族の事業の用に供されていた宅地等（借地権も含む。）で、建物又は構築物の敷地の用に供されているものをいう。

事業用宅地等の「事業」からは、不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業は除く（措令40の2）とされており、不動産の貸付けについては、規模の大小に関係なく、減額割合は50%となる。

より

事業用宅地等のうち、下記のいずれかの要件を備えているものは、「特定事業用宅地」に該当し、減額割合は400㎡まで80%となる。

ア．被相続人の事業の用に供されていた宅地等で、被相続人の親族が取得し、その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を、相続税の申告期限までに承継し、かつその申告期限まで引き続き所有の上、その事業を営んでいること（事業承継要件と保有継続要件）

イ．被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等で、被相続人の親族が取得し、かつ、その相続税の申告期限まで所有の上、事業を営んでいること（事業継続要件と保有継続要件）

#### 特定同族会社事業用宅地等

特定同族会社事業用宅地等とは、相続開始の直前から相続税の申告期限まで、「一定の法人」の事業の用に供されていた宅地等（建物又は構築物の敷地の用に供されているもの）を、相続税の申告期限において法人の役員である親族が取得し、相続税の申告期限まで所有しているものをいう（法人役員要件と保有継続要件）。

法人の「事業」からは、不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業は除かれる。

「一定の法人」とは、相続開始の直前において被相続人及び被相続人の親族がその法人の発行済株式等の総数（議決権の全部制限株式は除く。）の50%超を有している法人をいう。

なお、本特例は事業用宅地等の一類型であるので、上記の要件を満たす法人の事業の用に供されている宅地等であっても、その宅地等又はその宅地等の上に存する家屋が、その法人に無償で貸し付けられているなど、被相続人等にとっての事業（準事業を含む。）に該当しない場合には、そもそも小規模宅地等に該当しないので本軽減の対象地とはならない。また、法人の役員要件は相続税の申告期限における要件で、相続開始時点で役員である必要はない。

（旧）国営事業用宅地等である小規模宅地等（郵便局会社に貸し付けられている一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等）

本特例はいわゆる特定郵便局の敷地に対するものであったが、平成17年に公布された郵政民営化法及び同整備法において、小規模宅地等特例の適用対象から「国の事業の用に供されている宅地等」が除外され、新たな措置として一定の要件を満たす郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等については、上記の「特定事業用宅地」に該当するものとして特例の対象になる。

郵政民営化法の施行日（平成19年10月1日）前からの賃貸資産に対しては実質的に従前と同じ効果を得られるが、同日以後新たに賃貸契約したものは対象とならず、また、一の土地については一回限り（すなわち一代限りの相続）しか

適用できないこととされている。

(3) 小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例の併用の可否

小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例の併用は原則的には不可能であったが（旧措法69の5）、平成15年度税制改正により、一定の要件を満たすものは併用可能となった（旧措法69の5）。

旧租税特別措置法第69条の5（特定事業用資産の特例）第6項では、第1項（特定同族会社株式等の10%減額特例）の規定は、同項の相続又は遺贈により財産を取得した者が、次に掲げる規定の適用を受け、又は受けている場合には適用しないとされていた。

租税特別措置法第69条の4第1項(小規模宅地等の特例)

(旧)租税特別措置法第70条の3の3第1項(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)

(旧)租税特別措置法第70条の3の4第1項(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)

また、この規定は相続又は遺贈により財産を取得した共同相続人又は受遺者のうちいずれかが租税特別措置法第69条の4第1項の小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、他の共同相続人又は受遺者は、旧同法第69条の5第1項の特定事業用資産の特例を受けることができない旨を定めたものと解釈されている。

したがって、原則的には、同一人はもちろん共同相続人の間でも両特例の併用はできない。ただし、一定の要件を満たす場合、すなわち小規模宅地等の特例で選択した資産の特例対象面積が、限度面積に満たない場合には、一定の算式で計算された価額を上限として特定事業用資産の特例の適用が選択できる（旧措法69の5）。

(4) 小規模宅地等の特例と非上場株式等についての相続税の納税猶予特例の併用

小規模宅地等の特例と非上場株式等についての相続税の納税猶予特例は、それぞれの上限まで完全併用が可能とされた。

この措置により、自社株と個人所有の事業用不動産のそれぞれへ対応が可能となる。特定事業用資産の特例（旧措法69の5）や特定同族株式等の贈与の特例（旧措法70の3の3、同法70の3の4）の場合は、小規模宅地等の特例との選択制であったために、利用しづらかったといわれているが、今回の措置により相続税の納税猶予特例の適用を検討する可能性が広がったといえる。

### 3．相続時精算課税制度

#### (1) 概要

相続時精算課税制度は、平成15年度の税制改正により贈与税と相続税を一体化した納税制度として創設されたものである。受贈者の意思により、通常の暦年課税贈与（基礎控除110万円）に代えて、65歳以上の親から20歳以上の子へ2,500万円を無税で贈与できる（贈与時は2,500万円まで無税だが、2,500万円以上は定率20%での課税となる。）制度である。なお、特定同族株式等の贈与につき相続時精算課税制度を適用する場合で一定の要件を充足する際には、500万円の特別控除を加えた3,000万円まで無税で贈与することができた（旧措法70の3の4）。

暦年課税制度では、贈与者に相続が発生した場合、当該相続税申告において生前贈与財産は課税対象に含まれない（ただし、相続の開始前3年以内贈与財産は課税対象に含まれる。）が、相続時精算課税制度においては、相続税申告において本制度適用年分以降のすべての生前贈与財産が、累積的に課税財産に含まれる。この場合に課税対象となる金額は相続発生時における評価額でなく、生前贈与時における評価額となる。この相続税計算において、既に支払った贈与税額は算定された相続税額から控除され、控除しきれない額は還付される。なお、相続時精算課税制度を一度選択すると、その後は当該贈与者・受贈者間の贈与については、暦年課税での贈与税申告を行うことはできない。

経営承継円滑化法の施行に伴い、民法特例の適用を目的とした非上場株式等の生前贈与の実行が見込まれるが、この際非上場株式等についての贈与税の納税猶予特例を適用しない場合には、税負担の大きさから、暦年課税ではなく相続時精算課税制度が選択されるケースが多くなるであろうと思われる。

#### (2) 小規模宅地等の特例と相続時精算課税適用贈与との関係

上記の事業用・居住用等の小規模宅地等の特例は、相続時精算課税制度を用いての贈与を受ける場合には、受贈年度の贈与税申告においてこの減額特例の適用を受けることはできず、相続時の相続税申告における課税価額の計算においても適用されない。事業用及び居住用の小規模宅地等の特例は、条文上、相続や遺贈によって土地を取得した場合に限定されているため、相続時精算課税制度を用いた生前贈与で土地を取得した場合には適用することができない。したがって、事業用及び居住用の小規模宅地でこの減額特例の適用対象となるものについては、生前贈与実行の検討の際にはこの点について十分な留意が必要である。

(3) 特定同族株式等の贈与の特例と他の減額特例との関係

既述のとおり、特定同族株式等の贈与の特例(旧措法70の3の3、同法70の3の4)は平成21年度税制改正にて廃止されたが、経過措置が残っているため他の減額特例との関係について整理しておく。

特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(旧措法70の3の3、同法70の3の4)

近年、相続時の紛争発生リスクを回避し、安定的な経営の実現を図るため、早期の計画的な事業承継の促進が政策課題となった。それに対する税制面の支援として、平成19年度税制改正で、「特定同族株式等の贈与に係る相続時精算課税の特例」(以下「特定同族株式等の贈与の特例」という。)が創設された。概要は、「保有株式等を通じた所有面での会社支配権」と「会社を代表する経営者としての地位」の双方が、オーナー経営者から後継者への承継が実現されると認められる場合に限り、相続時精算課税制度の贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上へと緩和し、特別控除を500万円上乘せする特例であった。

概要は、推定相続人の一人が、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、次の諸要件を満たすことを条件に、60歳以上の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用が選択可能となり、さらに同制度の特別控除が通常の2,500万円から3,000万円に増額するものである。

ア. 当該会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が20億円未満であること

イ. 次のすべての要件をこの特例の選択に係る贈与税の申告期限から4年を経過する時において満たしていること

(ア) 当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の50%超を所有し、かつ、議決権の50%超を有していること

(イ) 当該受贈者が当該会社の代表者として当該会社の経営に従事していること

ウ. その他所定の要件を満たすこと

この特例には事業継続要件が付されており、贈与の年の翌年3月15日から4年を経過する「確認日」の翌日から2月以内に、要件を満たしていることの経済産業局長の確認書を提出することとなっている。

特定同族株式等の贈与の特例と相続税申告時における小規模宅地等の特例との併用の可否

相続人が被相続人から贈与を受けた財産について、特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けていた場合には、相続税の課税価格の計算において、小規模宅地等の特例は適用できない。(旧措法69の4、措置法通達69の4-26)

この趣旨は、特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けた者は、特定同族株式

等の贈与を受け、既に事業承継を実現している者と考えられるため、さらに事業承継時の負担を軽減する目的で設けられている小規模宅地の特例や特定事業用資産の特例を認めると、課税の公平を著しく損なうおそれがあると考えられるからである。

特定同族株式等の贈与の特例と相続税申告時における特定事業用資産の特例との併用の可否

上記小規模宅地の特例との関係と同様の趣旨により、特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けていた場合には、相続税の課税価格の計算において、特定事業用資産の特例は適用できない。

特定同族株式等の贈与の特例を適用せずに、一般財産として相続時精算課税の下で生前贈与を受けた同族株式等と、相続税申告時における小規模宅地等の特例との併用の可否

相続時精算課税制度を利用して同族株式等の生前贈与を受けていたとしても、贈与税の申告時に旧租税特別措置法第70条の3の3、同法第70条の3の4の特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けていない場合には、相続税の課税価格の計算において、小規模宅地等の特例は適用できる。上記(3)の立法趣旨からも、一般財産としての生前贈与財産であり、特に課税上の恩典を与えているわけではないので、特に課税上の弊害もないものと考えられる。

特定同族株式等の贈与の特例を適用せずに、一般財産として相続時精算課税での生前贈与を受けた同族株式等と、相続税申告時における特定事業用資産の特例との併用の可否

小規模宅地等の特例と同様、相続時精算課税制度を利用して同族株式等の生前贈与を受けていたとしても、旧租税特別措置法第70条の3の3、同法70条の3の4の特定同族株式等の贈与の特例を適用していない場合には、相続税の課税価格の計算において、特定事業用資産の特例は適用できる。

すなわち、贈与時は通常の株式等の評価額を贈与税の課税対象額(生前贈与時には減額されない)としておき、相続税の申告時の課税価格の計算に10%の減額ができるというのが、特定事業用資産の中に規定される特定受贈同族会社株式等の特例である。ただし、本特例の適用に際しては、受贈者要件、株式の持分・金額要件などを満たす必要があり、また、贈与税の申告期限内に所要の届出を行うことが必要である。

このように、相続による取得でも相続時精算課税を用いた生前贈与による取得でも、特定事業用資産の特例により自社株の評価減額が可能であったので、後継者に株式を集中させるため、早めの相続時精算課税を用いた贈与も有効な事業承継対策といえた。

なお留意すべきは、贈与時の価額が相続税の課税価格に合算されるので、确实

に自社株の評価減をした上で、贈与をすることが必要となる。

#### (4) 相続時精算課税制度の活用実績

平成15年度税制改正により相続時精算課税制度が導入されたが、国税庁が毎年公表している国税庁統計年報書によれば、その活用実績は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
申告者数	78,202人	83,690人	81,641人	83,290人
取得財産価額	1,161,273	1,203,022	1,221,294	1,086,448
特別控除額	1,058,582	1,081,014	1,059,167	943,002
課税価格	103,015	122,535	162,345	143,193
贈与税額	20,607	24,401	32,439	28,629

相続時精算課税制度による贈与財産の種類別内訳は、国税庁統計年報書によれば、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
土地	388,053	414,781	392,949	333,428
家屋	40,624	45,619	45,930	39,567
事業用財産	902	871	825	926
有価証券	92,761	97,933	132,242	115,846
現金預金等	628,845	631,341	640,054	586,570
家庭用財産	6	30	24	321
その他の財産	10,930	13,357	10,270	10,317
合計	1,162,120	1,203,932	1,222,294	1,086,974

相続時精算課税制度は、毎年約8万人の受贈者が選択・申告を行い、取得財産価額ベースで約1兆1千億円から1兆2千億円程度で推移している。贈与財産の内訳は、現金預金等が約半分を構成しており、土地が約3割、有価証券が約1割を占めている。

なお、平成18年に係る贈与税申告につき、暦年課税制度を用いて申告した受贈者は287,992人、取得財産価額942,379百万円、贈与税額91,182百万円となっている。平成18年分で比較を行った場合、暦年課税制度を用いて申告を行う受贈者は多いが、取得財産価額合計は相続時精算課税制度を用いた場合の方が若干大きくなっている。したがって、相対的に多額の財産を贈与する場合には、暦年課税制度でなく相続時精算課税制度を用いる傾向があるといえる。

中小企業の「自社株」という切り口での統計ではないが、株式には非上場株式が相当額含まれている可能性があるとするれば、事業承継にも積極的に活用されている

ように推察される。

## 4．自己株式

### (1) 会社法（旧商法） 企業会計、税法における変遷

自己株式に関する旧商法・会社法の規定は、機動的な組織再編、証券市場の活性化、資金調達手段の多様化、敵対的な買収への対応といった要請を受け、数次にわたる改正を経て現在に至っている。

自己株式に関する旧商法や会社法の改正は、自己株式の取得・処分・消却等に関する会計や税務上の取扱いにも、大きな影響を及ぼしてきたと考えられる。以下、旧商法・会社法、企業会計、税法について、自己株式に関する取扱いの変遷を概観する。

#### 旧商法・会社法における自己株式の変遷

平成6年以前の旧商法では、ごく例外的な場合<sup>26</sup>を除くと、自己株式の取得は禁止されていた。また、例外的に取得した自己株式についても、相当の期間内に処分することが要請されていた。

平成6年の旧商法改正においては、自己株式の取得は原則禁止としながらも、その例外規定が大幅に拡大され、平成13年の旧商法改正では、金庫株が解禁され、財源規制や株主平等原則に関する規制は維持しつつ、自己株式の取得・保有・処分等が広く認められた。また、平成15年の旧商法改正では、株式公開会社について、定款に定めることを条件に、取締役会決議をもって自己株式の取得が認められることとなった。

平成18年に制定された会社法では、旧商法の考え方を引き継ぎ、ほぼ同様の規定が置かれているが、一定の財源規制の下、自己株式が取得可能となるケースを明確に規定した（会社法第4節）。

#### 企業会計における自己株式の取扱い

平成13年の旧商法改正以前は、自己株式の取得が原則として認められていなかったことから、旧商法計算書類規則では、自己株式として資産計上され、個別財務諸表上も同様に資産計上されていた<sup>27</sup>。平成13年の旧商法改正を受け、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」において自己株式の取扱いが示された。自己株式の取得は株主に対する出資の払戻しという資本取引であることから、資本から控除することとされている。また、自己株式の処分についても株主との間の資本取引であり、これに伴って発

<sup>26</sup> 株式の消却、合併等あるいは会社の権利実行に当たりその目的達成の為に必要な場合等に限定

<sup>27</sup> 連結財務諸表では資本の部から控除して表示

生ずる処分差額は、差益の場合はその他資本剰余金に計上し、差損の場合にはその他資本剰余金から減額する。また、自己株式を消却した場合には消却手続が完了したときに、自己株式の帳簿価格をその他資本剰余金から減額することとされている。

#### 税法における自己株式の取扱い

平成13年の旧商法改正による金庫株制度が導入される以前、税務においては自己株式の取得は資産の取得とされており、自己株式の取得や処分に関しての税制上の特別な規定は存在しなかった。他方、有償減資や株式の利益消却の場合には、消却に応じた株主と応じなかった株主（残存株主）の双方に対して、みなし配当課税の適用が規定されていた。

平成13年の旧商法改正により、金庫株制度が解禁されたことに伴い、税制面でも手当が行われた。平成13年度税制改正により、株式発行会社が自己株式の取得・処分を行った場合、株主資本の増減として処理されることとなった。これにより、自己株式の取得価格が取得した自己株式に対応する資本金等の額（取得資本金額）を上回る場合、上回る部分は利益積立金額を減額処理することとされた。

利益積立金額が減額されるということは、税務的には利益積立金の払戻し、すなわち利益配当を行う効果がある。そこで自己株式の取得があった場合には、当該株式を譲渡した株主に対してみなし配当課税を行うこととされたのである。

他方、従来からみなし配当の課税対象であった株式の利益消却の場合に、消却に応じた株主に対してはみなし配当課税を適用するが、残存株主に対してはみなし配当課税を行わないこととされた。これは、消却に関係しない残存株主にとって、予期せぬ課税が生じないようにするためである。

さらに、平成18年の会社法の制定を契機として、従来の自己株式の取得及び処分の場面での資本等取引に準じた取扱いと、保有の場面での資産としての取扱いを一体化し、自己株式を取得した場合にはすべて資産に計上せず、資本等取引と処理することとなった。取得等をした株式の一株当たりの資本金等の額（取得資本金額）については、資本金等の額から減算し、自己株式の法人税法上の帳簿価格をゼロにすることとされた（法令8二十）。この結果、自己株式の取得時に支払った金額のうち資本金等の額を上回る額が利益積立金額から取り崩されることとなる。なお、自己株式の取得価格は会社の純資産価額とは一致していないため、取り崩される利益積立金額は実際の一株当たりの利益積立金価額とは連動していない。

自己株式の取得に応じた株主については、譲渡によって受領した一株当たりの対価が発行会社の一株当たり資本金等の額を超える場合、その超える部分がみなし配当とされる。さらに、資本金等の額からなる部分と当初取得価額との差額が、有価証券の譲渡損益となる。

なお、上場会社の市場買付けに応じて株式を売却した株主(法人及び個人共に)にはみなし配当課税は行わない。また上場会社の公開買付けに応じて株式を売却した個人株主に対しても、みなし配当課税を行わないこととされている。このようなみなし配当が課税されない事由に基づく自己株式の取得の場合には、株式の発行法人において、自己株式の取得の対価等は減少する資本金等の額となるため、利益積立金額は減少しない。

## (2) 自己株式の高額売買・低額売買に関する税務上の課税問題

一般的に、非上場株式の税務上の適正な時価の算定はなかなか困難であるが、税務上の適正時価が把握できたとしても、売買当事者の合意価格は必ずしも税務上の適正な時価を基準に決められるわけではない。したがって、自己株式の買取価格が税務上の適正時価と乖離する可能性も生じ、その結果、高額買取り又は低額買取りといった課税問題が生じる可能性がある。

特に、親族内承継や役職員への事業承継を検討する場合、同族関係者や会社の役職員が売買当事者になることから、実際の売買価格と税務が言うところの適正価格との間に、乖離が生じる可能性がある。

### 発行法人(取得者)の税務

株式発行法人にとって自己株式の取得は資本等取引であるため、仮に自己株式を高額又は低額で買い取った場合であっても、課税上問題は生じないと考えられる。

しかしながら、非上場会社の場合、売買当事者が明確な意図をもって、譲渡価格を意図的に高額又は低額に設定するような場合、すべてが資本等取引として認められるものではないと考えられる。

### 法人株主の税務

法人株主が発行法人に対し発行法人の株式を高額又は低額で譲渡した場合、みなし配当を含めた税務上の問題が生じる可能性が高い。例えば、高額買取りの場合の高額部分はみなし配当になると考えられるが、高額買取りが法人株主に対して何らかのサービスの対価を補償する目的で行われたような場合には、本来の対価の性質に応じた税務上の取扱いがなされることも考えられる。

一方、法人株主からの低額買取りの場合には、みなし配当が減少することになるが、減少額相当が寄付金認定されることが考えられる。

### 個人株主の税務

個人株主からの高額買取りの場合、高額部分はみなし配当として処理されると考えられるが、例えば、役員である個人株主に対し利益供与を意図して行われたような場合には、みなし配当としてではなく給与所得課税がなされる可能性がある。

また、個人株主が低額譲渡を行った場合、実際の売買価格と時価（適正価額）の関係（時価の2分の1未満か否か）によって取扱いが異なる。時価の2分の1未満の価格での譲渡の場合には、時価による譲渡があったものとみなして所得課税される。

一方、時価の2分の1以上の価格で譲渡した場合には、原則的には時価によるみなし譲渡課税はなされないが、低額譲渡取引が同族会社とその株主によって行われるような場合、同族会社の行為計算の否認規定が適用される余地があると考えられる。

#### 残存株主の税務

自己株式を発行法人が低額取得した場合には、残存株主に対する贈与税の課税の問題が生じる（相基通9-2）。これは、株式を発行会社に低額で譲渡した者から残存株主に対して価値の移転があることから、残存株主の保有する株式の価額が増加したと考える。そこで残存株主に対して、その価値上昇分に対応する贈与税を課税するという趣旨である。特に、残余株主のみなし贈与については、自らが全く関与していない売買等において予期せぬ課税問題が生じる可能性があるなど、課税上、極めて不安定な状態に置かれる。

### (3) 事業承継に係る税制上の措置

#### 自社株の物納

平成18年度税制改正により、非上場株式の物納の可能性が広がった。物納後の自社株については資金力のある会社であれば財務省から買い取ることができるため、相続人の負担を軽減し、かつ、株式の分散を回避することもできる。なお、自社株の物納には、各種の条件（金銭納付困難、延納によっても納付できないことなど）を満たすとともに、自社株が「物納劣後財産<sup>28</sup>」（相令19）や「管理処分不適格財産」（相令18）に該当しないことが必要となる。

#### 相続人からの株式買取り

非上場会社が自己株式を個人株主から買い取った場合、株式の取得価格のうち発行会社の資本金等の額を超える部分については、株主へのみなし配当が発生し、株主は配当所得として総合課税が行われる。

しかし、相続人が取得価額を超えた金額で相続によって取得した株式を発行会社に譲渡した場合には、みなし配当の適用ではなく、取得価額を超えた部分はすべて株式譲渡益課税（国税と地方税を合わせて原則20%、上場会社株式には10%の時限特例あり）の適用が受けられる（措法9の7）。また、いわゆる相続税額

---

<sup>28</sup> 事業の休止（一時的な休止を除く。）をしている法人に係る株式

の取得費加算の特例（措法39）も併せて適用できることとなった。

これらの特例の適用を受けるためには、以下の条件を満たす必要がある。

- (ア) 個人が平成16年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した非上場株式を同日以後に譲渡すること
- (イ) 相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、相続税の課税の対象となった非上場株式をその発行会社に譲渡したこと
- (ウ) 譲渡時まで「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を発行会社に提出すること
- (エ) なお、相続税額の取得費加算の特例を受ける場合、確定申告が必要となり、申告書には相続税の申告書の写し、相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の添付が必要となる。

## 5 . 営業権

### (1) 概要

営業権とは、「当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等を総合した、他の企業を上回る企業収益を獲得することができる無形の財産的価値を有する事実関係である。」（最高裁判例昭和51年7月13日判決）とされている。

一般的に、営業権の評価が取り上げられるのは、企業買収等のために被買収会社の企業価値の算定を行う等の場合である。企業価値が当該被買収会社の時価純資産価額よりも超過している部分について、超過収益力として認識される営業権となる。営業権の評価額は、当該企業買収企業の企業価値を形成し、その企業価値によって買収の判断が行われたり、買収価額が決められたりするなど、重要な数値である。

企業価値の評価には、収益還元価値法、DCF法等様々な算定方法があり、それぞれが被買収会社の状況、諸事情により使い分けられている。

会計上営業権は、買収金額と買収企業の引き継ぐべき資産の時価評価額との差額によって認識され、営業権等として貸借対照表上、資産の部又は負債の部に計上される。

また、営業権は、相続税法上においても定められている（相法10 十三、相基通10-6）。相続税課税上、営業権は、法律上の根拠を有しないものであっても経済的価値が認められているものとされ、課税財産の中に含まれている（相基通11の2-1）。それに伴って、財産評価基本通達の165～166において、営業権の評価についての規定が定められている。

## (2) 評価方法の変遷

営業権の評価は、昭和26年2月より富裕税の申告が行われることとなったことに伴い、富裕税における財産評価に係る「富裕税財産評価事務取扱通達」を定めるときから規定されている。その当時の営業権の評価額の計算については、営業権の持続期間中に生じる超過利益金額に対して、年8%の利率による複利年金現価額をもって計算される金額と定められており、現在の評価方法と同じであった。

その後、昭和39年に「相続税財産評価に関する基本通達」が定められてから平成20年の改正に至るまで、営業権の評価に関する規定について、大きな改正はなされなかった。特に、超過利益金額を計算する際の、企業者報酬の額の計算については、昭和39年の制定以来全く改正されなかった。

また、利率については、「富裕税財産評価事務取扱通達」時代から変わらず年率8%と定められてきたが、平成11年度に財産評価に適用される年利率を「基準年利率」と定めて、近年の金利水準の低下等を踏まえて4.5%に引き下げられた。その後も平成14年度までの間に3%にまで段階的に引き下げられてきた。さらには、平成16年度改正によって、現在の基準年利率の定め方である「利付国債に係る複利回りを基に計算することとし、各月毎に定める」と改正されたことにより、急に0.5%~1.0%程度に引き下げられた。

営業権の評価がクロ・ズアップされてきたのは、ここ数年のことであるが、基準年利率の改正により評価額が多額になったことのみならず、長引く平成不況から、企業業績が回復基調に変化してきていることも、営業権の評価額を押し上げ、課税の問題として表面化させたようである。

このような中で、事業承継税制検討委員会において、営業権についても議論がなされ、そこで取りまとめられた中間報告において、非上場の株式の評価に当たり純資産価額方式を採用する場合の、営業権評価の諸問題が検討されている。営業権については、「近年規定が整備された企業会計や法人税法上の概念との整合性を考慮すべき」とし、「基準年利率の設定方法や持続期間の設定等については必要な見直しを行うべきである。」と提言されており、これを受けてか平成20年に大幅な通達改正が行われた。

平成20年の改正では、まず、平均利益金額の算定において、企業者報酬の額の改定、手形割引料及び引当金・準備金に繰り入れた金額を平均利益金額に加算することの廃止、役員等個人が所有する資産を用いて事業を行っている場合、その支払賃借料を平均利益金額に加算することが廃止された。そして、企業物価指数による物価調整も廃止された。

また、超過利益金額の算定に当たり、平均利益金額から差し引かれる総資産価額に乘じられる利率が、基準年利率から総資産利益率へ変更され5%とされた。総資

産価額には、役員個人の所有する資産の支払賃借料を平均利益金額の算定上加算することから、総資産価額に当該資産価額が加算されていたがそれも廃止された。

さらに、営業権の評価額は、前年の所得額を上限としていたが撤廃された。そして、超過利益金額が5万円未満の企業の営業権、平均利益金額が200万円未満の企業の営業権、開業後10年に満たない企業の営業権については営業権を算定しない事とされていたが、これらの措置も廃止された。

### (3) 現行（平成20年3月改正）の評価方法

#### 営業権の価額

営業権の価額は、次の算式により計算した価額により算定される。

$$\text{超過利益金額} \times \text{営業権の持続年数に応じる基準年利率による複利年金現価率}$$

なお、営業権の持続年数は、10年と定められており、国税庁の発表する10年に応ずる基準年利率による複利年金現価率により算出することになる。

また、超過利益金額は次の算式による計算される。

$$\text{平均利益金額} \times 0.5 - \text{標準企業者報酬額} - \text{総資産価額} \times 5\%$$

#### 基準年利率

営業権の評価に当たり使用される基準年利率については、年数又は期間に応じ、日本証券業協会において売買参考統計値が公表される利付国債に係る複利利回りを基に計算され、各月ごとに定められた年利率によることとなっている。

#### 平均利益金額の計算

平均利益金額は、課税時期の属する年の前年（法人にあっては課税時期直前に終了した事業年度とする。）以前3年間の所得の金額の合計額の3分の1に相当する金額（その金額がその年の前年の所得の金額を超える場合には、その年の前年の所得の金額とする。）とする。

#### 所得の金額

所得の金額は、個人の事業所得の金額又は法人の各事業年度の所得の金額とし、その所得の金額に次のものが含まれているときは、なかったものとみなして計算した金額とする。

ア．非経常的な損益の額

イ．借入金に対する支払利子の額及び社債発行差金の償却額

ウ．青色専従者給与額又は事業専従者控除額（法人にあっては損金算入を行った役員給与の額）

標準企業者報酬額

標準企業者報酬額は、平均利益金額の区分に応じて、次に掲げる算式により計算された金額とする。

平均利益金額の区分	標準企業者報酬額
1億円以下	平均利益金額×0.3+1,000万円
1億円超3億円以下	平均利益金額×0.2+2,000万円
3億円超5億円以下	平均利益金額×0.1+5,000万円
5億円超	平均利益金額×0.05+7,500万円

超過利益金額が少額な営業権等

医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業で、その事業者の死亡とともに消滅すると認められるものの営業権は評価しない。

## 参考「資料編」

< 目次 >

- (1) 「取引相場のない株式評価」の変遷
- (2) 「小規模宅地等の相続税の特例」の変遷
- (3) 事業承継税制の全体像（中小企業庁）

事業承継税制の全体像

相続税の納税猶予制度の概要

贈与税の納税猶予制度の概要

(1) 「取引相場のない株式評価」の変遷

「取引相場のない株式評価」の変遷

	相統税創設	シャープ 勤告による 富裕税の 創設	富裕税の 廃止						事業承継 税制につい ての税調 答申					相統時精算 課税制度 創設			非上場株式 等について の相統税の 納税猶予の 特例の創設	
方式	遺産税方式 → 遺産取得税方式 → 法定相統分課税方式 →																	
年代	明治38年	昭和21年	昭和25年	昭和28年	昭和33年	昭和39年	昭和41年	昭和47年	昭和53年	昭和58年	平成2年	平成6年	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成19年	平成21年
会社の 類型		同族割合 70%以上、 未満	同族割合 70%以上、 50%以上、 50%未満			大会社・ 中会社・ 小会社		会社規模の 判定の改正	「中心的な 同族株主」 「中心的な 株主」概念 の導入		特定評価会 社の導入	会社規模の 判定の改正			同族株主の 判定を株式 数から議決 権数に変更			
通達	特定されていない → 富裕税財産基本通達 → 財産評価基本通達 →																	
評価 方法	純資産価額 方式、類似 会社比準方 式、配当還 元方式を 適宜使用	同族会社株 式に関して は純資産価 額方式	類似会社比 準方式と純 資産価額方 式の組合せ			類似業種比 準方式、配 当還元方 式、純資産 価額方式		類似業種比 準方式の計 算式改正(「 頭打ち」の 導入など)		小会社につ き純資産価 額方式と類 似業種比準 方式の併用 方式				類似業種比 準方式の計 算方法の 改正				
										類似業種比 準方式の計 算方法の 改正								
評価上 の変更						純資産価額 方式において 準備金等は 負債として 取り扱わ ない	退職給与引 当金(50%) の負債算入	・純資産価 額方式で法 人税相当額 の控除 ・配当還元 方式適用範 囲の拡大	・配当還元 方式の適用 範囲の拡大 ・純資産価 額方式の評 価減		・法人税額 相当額控除 の廃止 ・3年以内取 得(新築)土 地家屋等の 取引価額 評価			同族会社株 式について 相統税課税 価額の軽減 措置(3億円 まで10% 減)			発行会社へ 譲渡した 相統税に 係る非上場 株式につき みなし配当 規制外	・種類株式 の評価方法 の明示 ・相統時精 算課税制度 における取 引相場のな い株式に係 る特例の 創設

(2) 「小規模宅地等の相続税の特例」の変遷

(出典 笹岡宏保著「財産評価の実務 平成17年版」P.1721を一部加工及び加筆)

「小規模宅地等の相続税の特例」の変遷

	昭和50年 1/1	昭和58年 1/1	昭和63年 1/1	昭和63年 12/31	平成4年 1/1	平成6年 1/1	平成11年 1/1	平成13年 1/1	平成15年 1/1	平成19年 10/1	現在	
	創設	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正		
		個別通達 昭和50年 6/20		措置法通達制定 平成元年 5/8	資産税審理 情報公表 平成4年 9/24	措置法通達改正 平成6年 6/27	措置法通達改正 平成11年 5/28	措置法通達改正 平成14年 5/27	措置法通達改正 平成15年 6/24			
適用対象資産	居住の用		居住の用		居住の用		居住の用					
	事業の用 (自己の事業用に限定)	事業の用	(自己の事業用だけでなく、事業に準ずるものも含まれる事となった。 対価を得て継続的に貸し付けているものは、貸付規模に関係なく適用対象とされた。	事業の用	(事業に準ずるものも含まない事となった。 貸付物件について、事業的規模が否かの判定が必要になった。	事業の用	(事業に準ずるものを、再び含むものとされた。 再び対価を得て継続的に貸し付けているものは、貸付規模に関係なく適用対象とされた。					
減額割合	居住用 20%	居住用 30%	居住用 50%	居住用 60%	居住用 80%							
	事業用 20%	事業用 40%	事業用 60%	事業用 70%	事業用 80%							
適用面積	200㎡						特定事業用等宅地等 330㎡	特定事業用等宅地等 400㎡				
	200㎡						特定居住用等宅地等 200㎡	特定居住用宅地等 240㎡				
	200㎡						特定特例対象宅地等 200㎡					
その他	被相続人のみの要件で、相続人に関する要件は特に設けられていなかった。					相続財産を取得した親族の利用状況等について、相続人要件が付加された。相続税の申告期限後3年以内に遺産分割が行われている場合に限る。					国営事業用宅地等が相続税法から削除された。	
	一定の条件下、「特定事業用資産の課税の特例」と重複適用可とされた。											

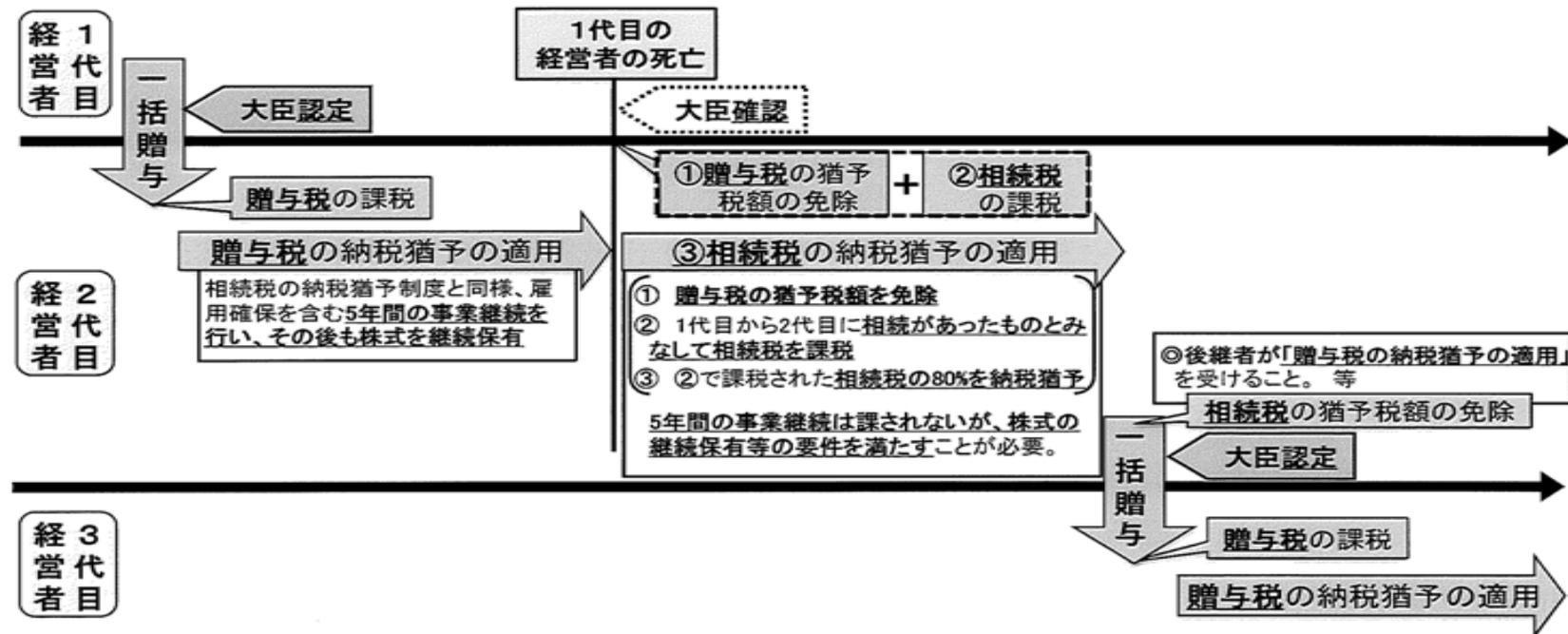
(3) 事業承継税制の全体像

事業承継税制の全体像（出典 中小企業庁「平成21年度税制改正の概要＜中小企業関係税制＞」（平成21年2月））

**事業承継税制の全体像**

- 非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充を図るとともに、対象を中小企業全般に拡大(平成20年10月1日以後の相続から遡及適用)。
- 平成21年度税制改正において、「猶予税額が免除される一定の場合の具体化」や親族に対する贈与税の納税猶予制度(平成21年4月1日以後の贈与から適用)の創設などを決定。
- 相続のみならず生前贈与による株式の承継に伴う税負担を軽減し、事業承継の一層の円滑化を図る。

事業承継税制の全体像のイメージ 《生前贈与により株式の承継を行っていくケース》



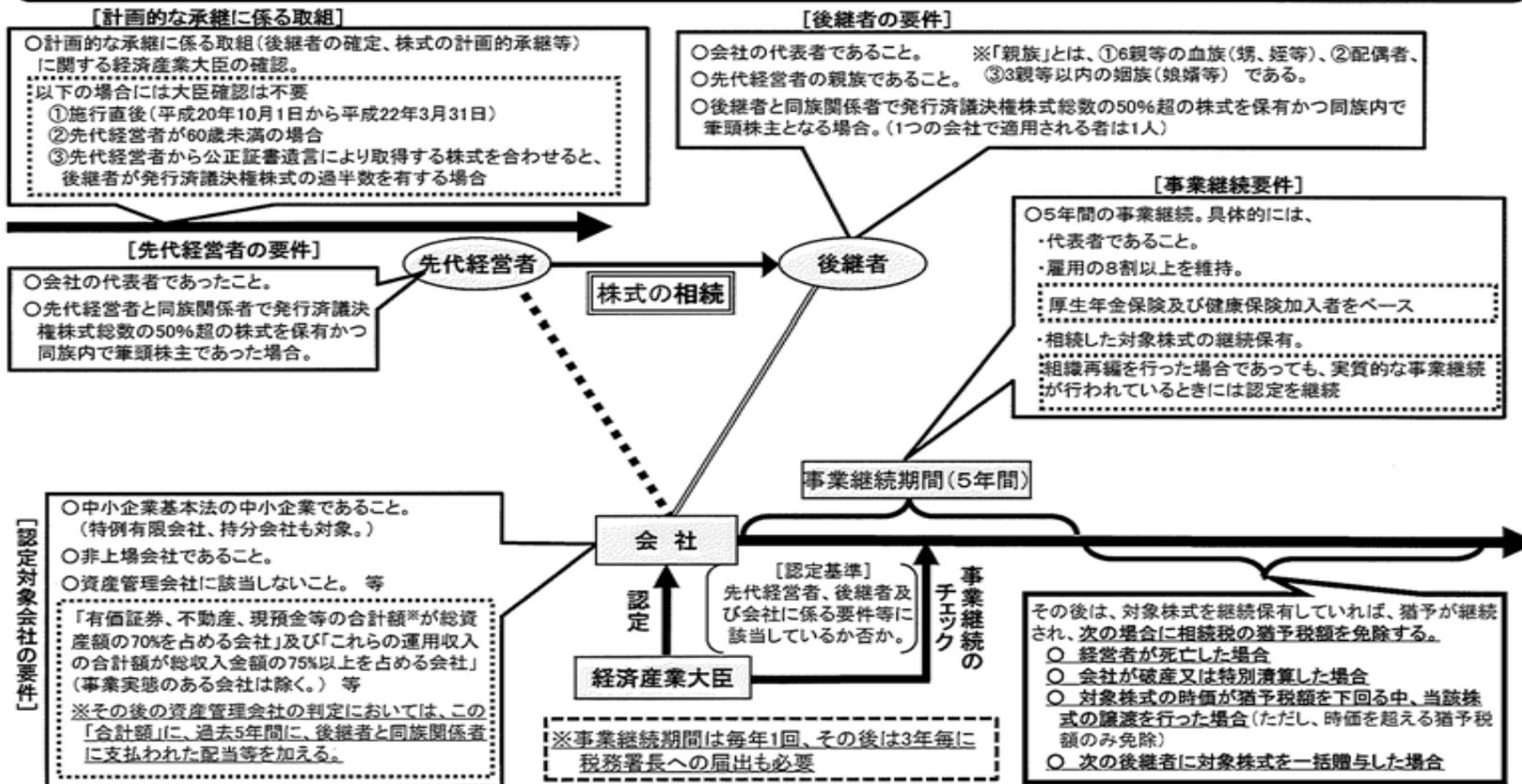
相続税の納税猶予制度の概要（出典 中小企業庁「平成21年度税制改正の概要＜中小企業関係税制＞」（平成21年2月））

### 相続税の納税猶予制度の概要

○ 後継者（＝相続人。先代経営者の親族。）が、株式の相続を受けた場合には、当該後継者の相続税の納税を猶予（相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分）。

【平成20年10月1日以降の相続から適用】

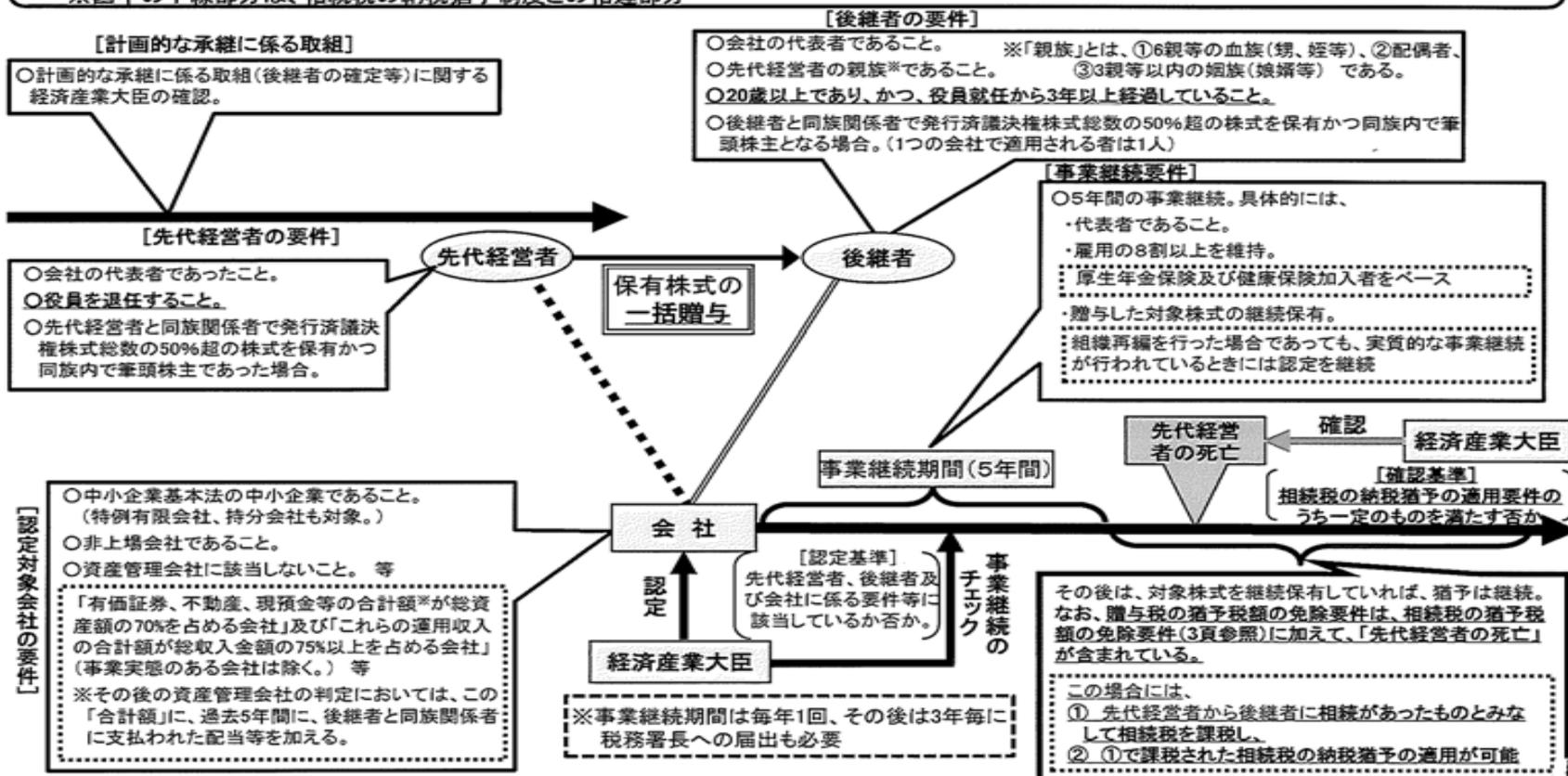
※図中の下線部分は、「平成21年度税制改正の要綱」で決定した部分



贈与税の納税猶予制度の概要（出典 中小企業庁「平成21年度税制改正の概要＜中小企業関係税制＞」（平成21年2月））

### 贈与税の納税猶予制度の概要【平成21年度税制改正の要綱において創設が決定】

- 後継者（＝受贈者。先代経営者の親族。）が、一括で自社株式の贈与を受けた場合には、当該後継者の贈与税の納税を猶予（贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分）。
  - なお、基本的に、適用要件は相続税の納税猶予制度におけるものと同様である。【平成21年4月1日以降の贈与から適用】
- ※図中の下線部分は、相続税の納税猶予制度との相違部分



## 参考文献

- 彦坂浩一他共著「Q & A 経営承継円滑化法徹底解説」(平成20年9月)ぎょうせい
  - 庄司範秋編「財産評価基本通達逐条解説」(平成18年改訂版) 大蔵財務協会
  - 鬼塚太美編「平成19年版株式・公社債評価の実務 自社株の評価のために - 」大蔵財務協会
  - 渡邊定義・森若代志雄著「財産評価実務上の重点事項(6) - 類似業種比準方式 」国税速報No.5528
  - 「資産税質疑応答集」(平成16年版)大蔵財務協会
  - 渡邊定義、森若代志雄著「体系基礎から学ぶ財産評価」(平成18年版)大蔵財務協会
  - 笹岡宏保著「財産評価の実務」(平成17年12月改訂)清文社
  - 税理士法人山田&パートナーズ 山田淳一郎・山口暁弘共編著「平成16年度改正を織り込む 小規模宅地等の評価減の実務」中央経済社
  - 緑川正博著「非公開株式の評価」ぎょうせい
  - 今村修(金沢国税局長)著「株式評価の歩み」税大論叢32号
  - 高沢修一著「事業承継の会計と税務」森山書店
  - 桜井四郎著「相続税法の解説」中央経済社
  - 中野百々造著「会社法務と税務(全訂二版)」税務研究会出版局
  - 税理士法人トーマツ編「Q&A 事業承継をめぐる非上場株式の評価と相続税対策」清文社
  - 牧口晴一、齋藤孝一著「非公開株式譲渡の法務・税務」中央経済社
  - 日本租税理論学会編「相続税制の再検討」法律文化社
  - 朝長英樹監修「平成21年度税制改正の要点解説」清文社
  - 今仲清、坪田晶子著「平成21年度税制改正のポイント」TKC出版
  - 小林浩二、木屋正樹著「中小企業経営承継円滑化による事業承継対策Q & A」中央経済社
  - 「平成21年度税制改正のポイント」国税速報No.6065
  - 山田&パートナーズ、優成監査法人著「金庫株の税・会計・法律の実務Q & A」中央経済社
  - 武田昌輔監修「DHCコンメンタール相続税法」第一法規
  - 柴崎澄哉他共著「平成15年度改正税法のすべて」財団法人日本税務協会
- その他 中小企業庁、経済産業省、国税庁、自由民主党、衆議院等からの公開資料